泉佐野市下水道事業経営戦略

2021（令和3）年度-2030（令和12）年度

（案）

2021（令和 3）年　月

泉佐野市上下水道局

目 次

第１章　経営戦略の策定趣旨と位置づけ.....1
1.　経営戦略の策定趣旨.....1
2.　位置づけ.....1
3.　計画期間.....1
第２章　下水道事業の現状と課題.....2
1.　下水道事業の概要.....2
2.　民間活力の活用.....12
3.　経営比較分析表を活用した現状分析.....13
4.　下水道施設の状況.....18
第３章　将来の事業環境.....21
1.　処理区域内人口の予測.....21
2.　有収水量の予測.....22
3.　使用料収入の見通し.....22
4.　施設の見通し.....23
5.　組織の見通し.....24
第４章　経営の基本方針.....25
1.　現状と課題.....25
2.　基本理念と基本方針.....25
第５章　投資・財政計画（収支計画）.....26
1.　財政シミュレーション.....26
2.　投資試算.....31
3.　財源試算.....34
4.　投資・財政計画（収支計画）.....37
5.　今後の取組み.....39
第６章　経営戦略の事後検証、改定等に関する事項.....43
経営戦略の検証及び PDCA サイクルの確立.....43
第７章　【参考】公営企業会計について.....44
第８章　【参考】用語集.....46

第1章　経営戦略の策定趣旨と位置づけ

1.　経営戦略の策定趣旨

本市の公共下水道事業は、昭和 62 年 2 月に事業認可を受けて下水道整備に着手し、平成 3 年度に一部供用を開始して以降、鋭意整備を進め下水道の普及に努めています。

しかし、近年は人口減少や少子高齢化の進行など、下水道を取り巻く環境が大きく変化し、厳しい財政状況が続く中、経営基盤の更なる強化が求められています。

このような状況において、総務省では、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定することを要請しており、令和 2 年度中の策定が求められています。

本市では、令和２年４月から地方公営企業法を適用し、下水道経営に取り組んでいるところであり、将来にわたり安定的かつ持続的な事業運営を行っていくため、今回「下水道事業経営戦略」を策定するものです。

2.　位置づけ

泉佐野市下水道事業経営戦略は、本市の上位計画である「第 5 次泉佐野市総合計画」を基に、将来 10 年間（令和 3～12 年度）の下水道事業運営計画を示すものです。

また本経営戦略は、下水道事業に係る「南大阪湾岸流域関連公共下水道事業計画」や「泉佐野市下水道ストックマネジメント計画」と整合を図りつつ、経営状況を見据えながら、事業運営に取り組むこととしています。

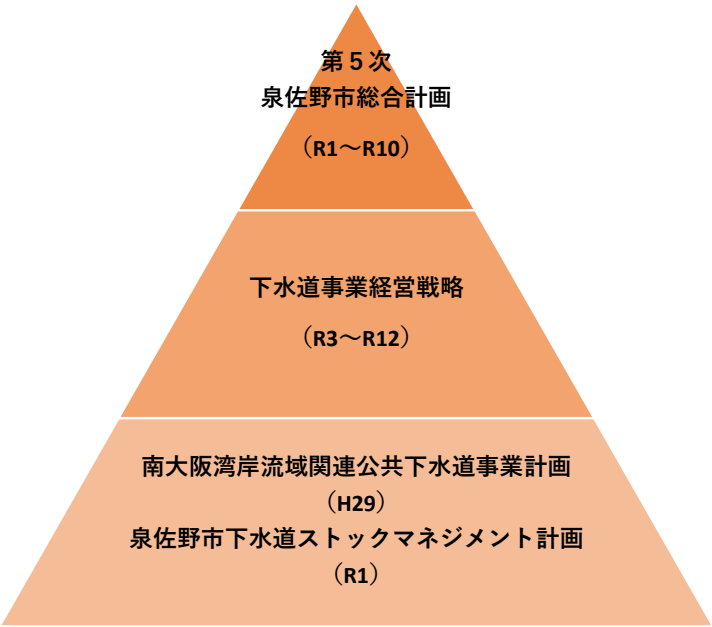

図 1-1　下水道事業経営戦略の位置づけ

3.　計画期間

「泉佐野市下水道事業経営戦略」の計画期間は、令和 3～12 年度までの 10 年間とします。

第2章　下水道事業の現状と課題

1.　下水道事業の概要

（１）下水道事業の概要

本市の公共下水道は、昭和 61 年度より南大阪湾岸流域関連公共下水道事業（中部処理区）に着手し、平成 6 年の関西国際空港の開港に向け幹線整備を行い、大阪府が建設した中部水みらいセンターの完成にあわせ、平成 3 年度に一部供用を開始しています。

しかし、本市の下水道整備は大阪府内でも後発であるため、下水道処理人口普及率は 40.8%と低水準であることから、普及率の更なる向上が強く求められています。

表 2-1　下水道事業の概要（令和元年度末）

項　目	中部処理区	南部処理区	全体
事業着手	昭和 62 年 2 月	平成 29 年 2 月	―
供用開始	平成 3 年 11 月	―	―
全体計画区域	2,774.0ha	11.0ha	2,785.0ha
事業計画区域	1,360.9ha	1.5ha	1,362.4ha
整備面積	915.9ha	0.0ha	915.9ha
整備率※1	67.3%	0.0%	67.2%
行政人口	100,287 人		
整備人口	42,216 人	0 人	42,216 人
下水道処理人口	40,908 人	0 人	40,908 人
下水道処理人口普及率※2	40.8%	0.0%	40.8%

※1.　整備率＝整備面積／事業計画区域面積×100
※2.　下水道処理人口普及率＝下水道処理人口／行政人口×100

表 2-2　下水道事業のあゆみ

年	月	内　容
S61 年	8 月	泉佐野市南大阪湾岸中部流域関連公共下水道基本計画策定
S61 年	8 月	都市計画決定（中部処理区）
S62 年	2 月	下水道法事業認可取得（中部処理区）
H3 年	11 月	汚水処理供用開始
H6 年	4 月	中央ポンプ場供用開始（雨水）
H12 年	11 月	都市計画決定（南部処理区）
H19 年	4 月	北ポンプ場供用開始（雨水）
R2 年	4 月	地方公営企業法適用

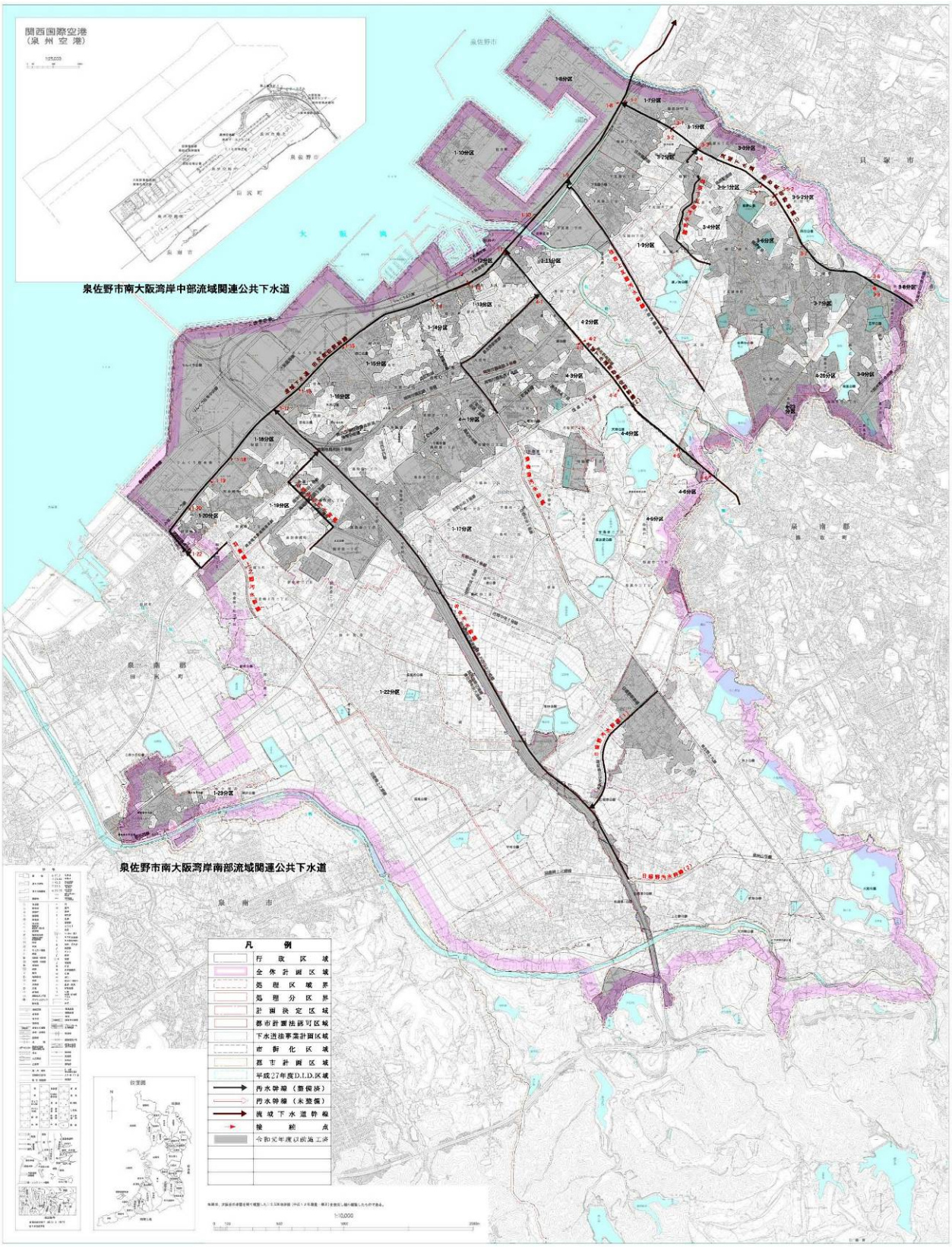

（令和２年９月現在）

図 2-1　下水道計画一般図（汚水）

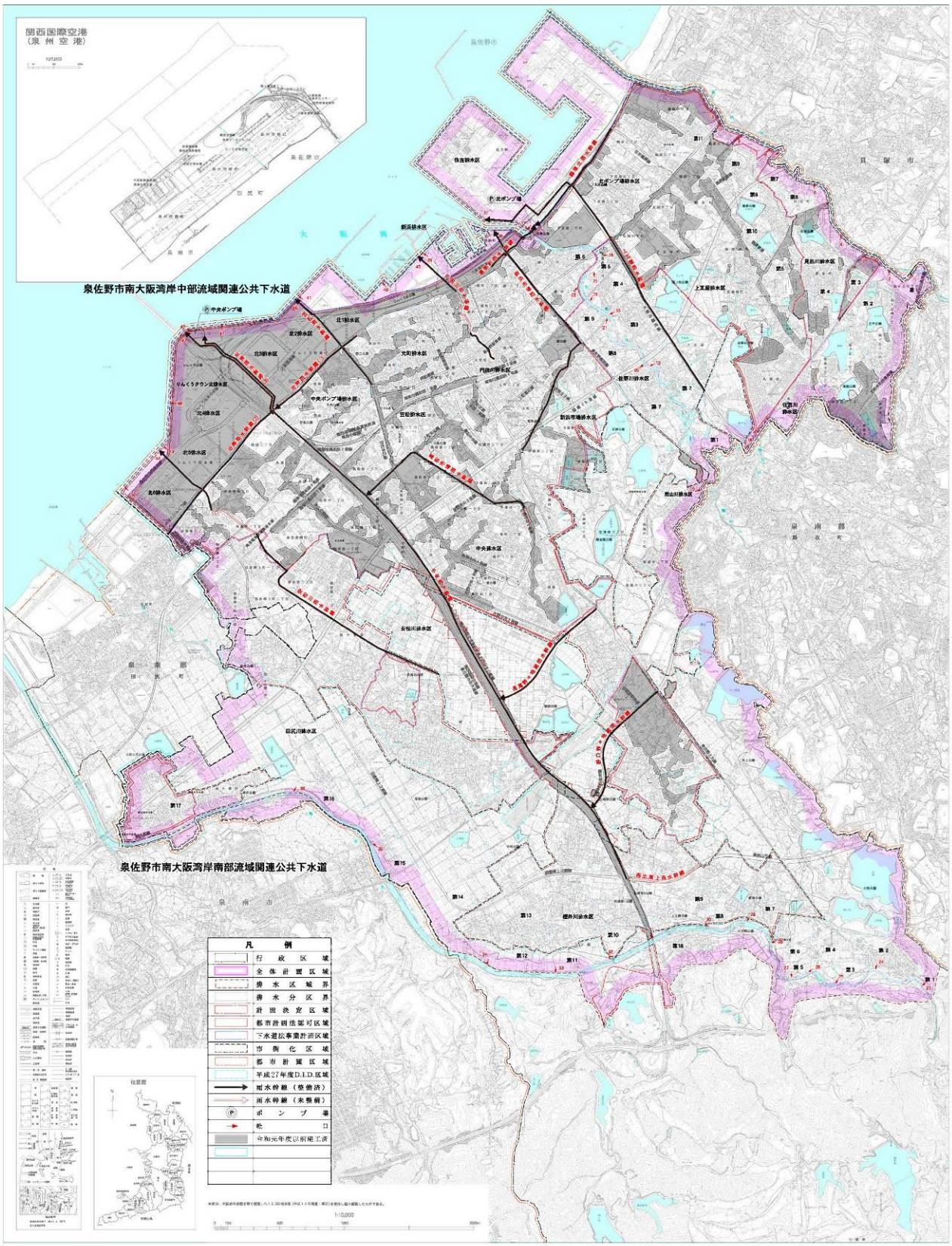

（令和２年９月現在）

図 2-2　下水道計画一般図（雨水）

【参考】近隣市町との下水道処理人口普及率の比較

本市の近隣市町である堺市以南の 13 市町における下水道処理人口普及率は、下表に示すとおりです。本市の普及率は 40.8%と、13 市町の中でも最下位であり、普及率の更なる向上が強く求められます。

表 2-3　【参考】下水道普及率（普及率順）

順位	市町名	下水道処理人口普及率 (B/A×100)	水洗化率 (C/B×100)	行政区域内人口A（人）	処理区域内人口B（人）	水洗化人口C（人）	供用開始年月日	備考
1	堺　市	98.4%	95.4%	833,559	820,528	783,116	昭和35年11月1日	
2	田尻町	97.4%	87.9%	8,479	8,256	7,255	平成5年4月20日	
3	忠岡町	97.2%	90.1%	17,066	16,582	14,944	昭和62年4月1日	
4	泉大津市	96.8%	89.7%	74,421	72,017	64,615	昭和48年10月1日	
5	岸和田市	95.8%	92.5%	193,615	185,407	171,584	昭和44年6月1日	特環含む
6	高石市	91.4%	94.1%	57,617	52,681	49,558	平成2年2月1日	
7	和泉市	88.1%	90.6%	185,790	163,620	148,185	昭和53年4月1日	
8	熊取町	81.3%	94.8%	43,589	35,420	33,580	平成3年11月1日	
9	岬　町	78.8%	82.8%	15,506	12,215	10,108	平成6年7月1日	
10	貝塚市	64.3%	87.3%	85,900	55,248	48,204	平成1年4月1日	
11	泉南市	57.4%	95.4%	61,457	35,306	33,688	平成5年7月1日	
12	阪南市	52.5%	86.7%	53,600	28,155	24,411	平成5年7月1日	
13	泉佐野市	40.8%	90.9%	100,287	40,908	37,166	平成3年11月1日	

令和元年度現在

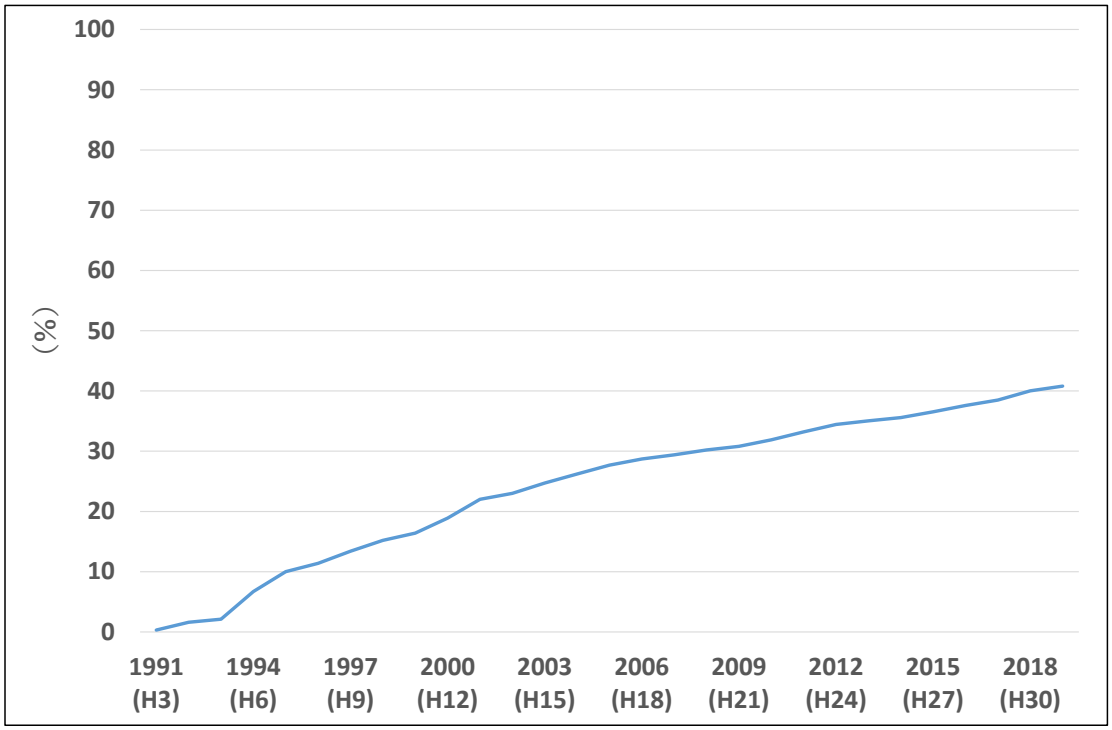

図 2-3　本市の下水道処理人口普及率の推移

【参考】市民アンケート

平成 30 年に実施した市民アンケートの結果、「下水道整備の推進」に関しては、重要性 62.7 に対し、満足度 35.6 であり、重要性が高いが満足度は低い強化領域となっています。これは、下水道整備の推進（普及率の向上）が強く求められていることを示しています。

満足度

維持領域

	重要性	満足度
17文化財の保存と活用	46.1	64.2
38環境衛生の充実	41.9	62.7
6国際化の推進	45.9	55.9
27健康づくり支援の充実	49.7	54.6
15生涯スポーツの振興	44.4	53.0
42消費生活の安定・向上	40.7	52.8
5恒久平和精神の環境づくり	42.3	52.5
40循環型社会の構築	40.7	52.2
18歴史・文化の保存継承と情報発信	41.4	52.2
1人権尊重の社会づくり	39.7	51.5
3男女共同参画社会に向けた意識変革の推進	36.2	51.3
2人権擁護の充実	35.3	51.1
43農業振興	49.6	51.0
57市営住宅の整備	30.6	50.4

重点維持領域

	重要性	満足度
55安全で安定した水の供給	66.5	91.5
35消防・救急体制の充実	66.6	72.6
41安全で適正な廃棄物処理の推進	53.8	65.7
29母子保健事業の推進・充実	59.1	65.3
30医療体制の充実	72.1	64.5
13人権教育の充実	55.9	60.7
11義務教育の充実	66.2	60.1
12地域連携の充実	51.4	59.8
28疾病の予防・早期発見の推進	61.3	58.0
63後期高齢者医療制度の適切な運営	56.4	57.0
26地域における自立した生活への支援	58.2	55.7
14生涯学習の推進	50.4	54.5
37交通安全の推進	50.4	51.7
32国民健康保険の適切な運営	64.4	51.5
22健康で生きがいが感じられる生活への支援	55.1	50.7
36地域の防犯対策等の充実	66.5	50.2

重要性

	重要性	満足度
54いこいとやすらぎの空間形成	41.9	49.7
53交通体系・道路網の整備	47.8	49.5
61文化的景観の保護推進	36.6	49.3
44森林保全	47.8	49.1
45漁業振興	41.6	49.1
8コミュニティ活動の支援	37.1	48.0
16青少年の健全育成	49.2	47.8
4男女共同参画の実現に向けた社会づくり	41.4	47.4
39環境保全の推進	44.4	46.6
62良好な景観の形成	36.5	45.9
20地域で支え合う福祉の促進	46.9	44.9
19新たな文化創造・文化活動の推進	36.2	44.2
59地域に合った都市機能等の形成	34.3	40.3
50労働環境と勤労者福祉の充実	47.1	39.2
47活力づくり	35.8	38.4
9市民参加・参画の推進	43.1	37.5
46商工業振興	45.5	37.5
7豊かで活力ある地域の情報化	49.6	36.4
48魅力づくり	38.0	28.9

検討領域

	重要性	満足度
25ひとり親家庭への支援	53.3	49.1
34防災の推進	66.3	47.0
21地域において安心して生活できるための支援	59.9	46.1
24保育の充実	61.5	45.6
10幼児教育の充実	56.8	45.5
51公共交通の充実	53.6	45.1
31介護保険の適切な運営	62.4	44.9
23家庭と地域における子育て支援	60.2	44.0
58安全で快適な住宅地の整備	52.2	40.6
60安全で快適なまちづくりの推進	52.2	40.1
33国民年金の適切な運営	61.0	38.6
52道路環境の充実	53.8	37.8
56下水道整備の推進	62.7	35.6
49就労支援の推進	54.2	35.1

強化領域

資料：第 5 次泉佐野市総合計画

（２）事業の現況

①施設

供用開始年度 （供用開始後年数）	平成３年度 （29 年経過）	法適※2 (全部適用・一部適用) 非適の区分	令和２年度 全部適用
処理区域内人口密度	46.1 人／ha	流域下水道等への 接続の有無	有
処理区域	２処理区（中部処理区・南部処理区）		
処理場数	無（流域下水道）		
広域化・共同化・最適化 実施状況※1	大阪府が所管する南大阪湾岸流域下水道中部処理区、及び同南部処理区へそれぞれ接続		

※1「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設（定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む）、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備（総務副大臣通知）、事務の一部を共同して管理・執行する場合（使用料徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等）を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること（処理区の統廃合を含む。）、③施設の統廃合（処理区の統廃合を伴わない。）を指す。
※2「法適」とは、地方公営企業法を適用した事業であることを示す。「非適」とは、地方公営企業法を適用してない事業であることを示す。「全部適用」とは、地方公営企業法をすべて適用していることを示す。「一部適用」とは、地方公営企業法の財務規定のみ適用していることを示す。

②使用料（税抜き）

使用料体系は、使用水量の増加に従い単価が高くなる従量・累進制を採用し、基本料金及び超過料金は 8 ランクを設定しています。また、収支計画では、月 100 ㎥までの使用者を一般家庭、りんくうタウン内及び食品コンビナート内の月 5001 ㎥以上の使用者を大口事業所と位置づけています。

なお本市では、下水道使用料は平成 22 年に改定率約 8.1%の引き上げを行って以降、改定は行っていません。

<table>
<tr><td>一般家庭用使用料体系の
概要・考え方</td><td colspan="3">基本使用料　450 円
従量使用料　排除汚水量　～　10m³　45 円/m³
11　～　20m³　140 円/m³
21　～　30m³　153 円/m³
31　～　50m³　184 円/m³
51　～　100m³　213 円/m³
101　～　500m³　243 円/m³
501　～　1,000m³　276 円/m³
1,001m³　～　289 円/m³</td></tr>
<tr><td>業務用使用料体系の
概要・考え方</td><td colspan="3">一般家庭用使用料体系と同じ</td></tr>
<tr><td>その他の使用料体系の
概要・考え方</td><td colspan="3">公衆浴場　従量使用料：　23 円/ m³</td></tr>
<tr><td rowspan="3">条例上の使用料※3
(20m³ あたり)
※過去 3 年度分を記載</td><td>平成 29 年度　2,300 円</td><td rowspan="3">実質的な使用料※4
(20m³ あたり)
※過去 3 年度分を記載</td><td>平成 29 年度　4,126 円</td></tr>
<tr><td>平成 30 年度　2,300 円</td><td>平成 30 年度　4,122 円</td></tr>
<tr><td>令和元年度　2,300 円</td><td>令和元年度　3,974 円</td></tr>
</table>

※3 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³/月の使用料をいう。

※4 実質的な使用料とは、使用料収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの（家庭用のみでなく業務用を含む）をいう。

【参考】近隣市町との下水道使用料の比較

本市の近隣市町である堺市以南の 13 市町における 1 ヶ月当たりの下水道使用料は、下表に示すとおりであり、本市は 10～20m³ では比較的安価であると言えます。

表 2-4　【参考】下水道使用料の状況（20m³ 使用料順）税込み

（単位：円）

順位	市町名	10m³/月 使用料	20m³/月 使用料	100m³/月 使用料
1	泉大津市	1,359	2,877	19,949
2	阪南市	1,292	2,876	19,508
3	岸和田市	1155	2,871	25,421
4	泉南市	1257	2,830	21,629
5	堺市	1,281	2,821	24,491
6	高石市	1,281	2,755	21,400
7	忠岡町	1,182	2,535	17,242
8	和泉市	1,188	2,530	17,061
8	泉佐野市	990	2,530	19,976
8	熊取町	1,160	2,530	18,920
11	貝塚市	933	2,110	17,235
12	岬町	860	1,990	15,770
13	田尻町	890	1,830	13,330

令和2年8月1日現在

③組織

本市では、安定かつ持続可能な事業運営を目指すために上下水道部局に統合し、民間への業務委託化等による組織のスリム化を図っています。近年の下水道事業に携わる職員数は、ほぼ横ばい傾向にありますが、職員の年齢は 41 歳以上が 87%を占めており、職員の高齢化が進んでいることから、組織体系の最適化や下水道技術の継承を図る必要があります。

職員数	15 人（一般会計職員を除く）
事業運営組織	下記のとおり

＜組織図（令和２年４月１日現在）＞

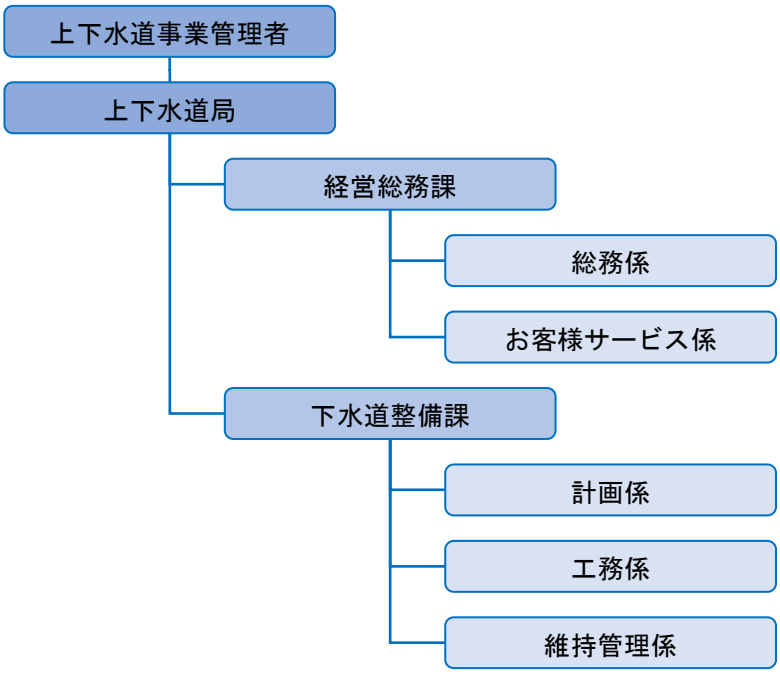

＜課・係ごとの主な業務＞

課	係	主な業務
経営総務課	総務係	予算・決算、庶務、起債申請及び借入れ、事業の基本計画に関すること。
	お客様サービス係	下水道使用料及び受益者負担金、水洗便所改造、排水設備工事指定業者、排水設備工事の指導監督及び検査、水質管理及び除外施設、事業の普及宣伝に関すること。
下水道整備課	計画係	事業の調査・計画・調整及び事業認可、処理区域の決定、台帳、流域下水道への接続に関すること。
	工務係	工事の施行、工事の設計、道路及び占用物件等の協議に関すること。
	維持管理係	下水道・ポンプ場・河川及び水路の維持管理、河川及び水路の設計・施工、開発行為等に係る指導及び検査、管理施設の災害復旧事業、管理施設の水防対策、占用許可の更新に関すること。

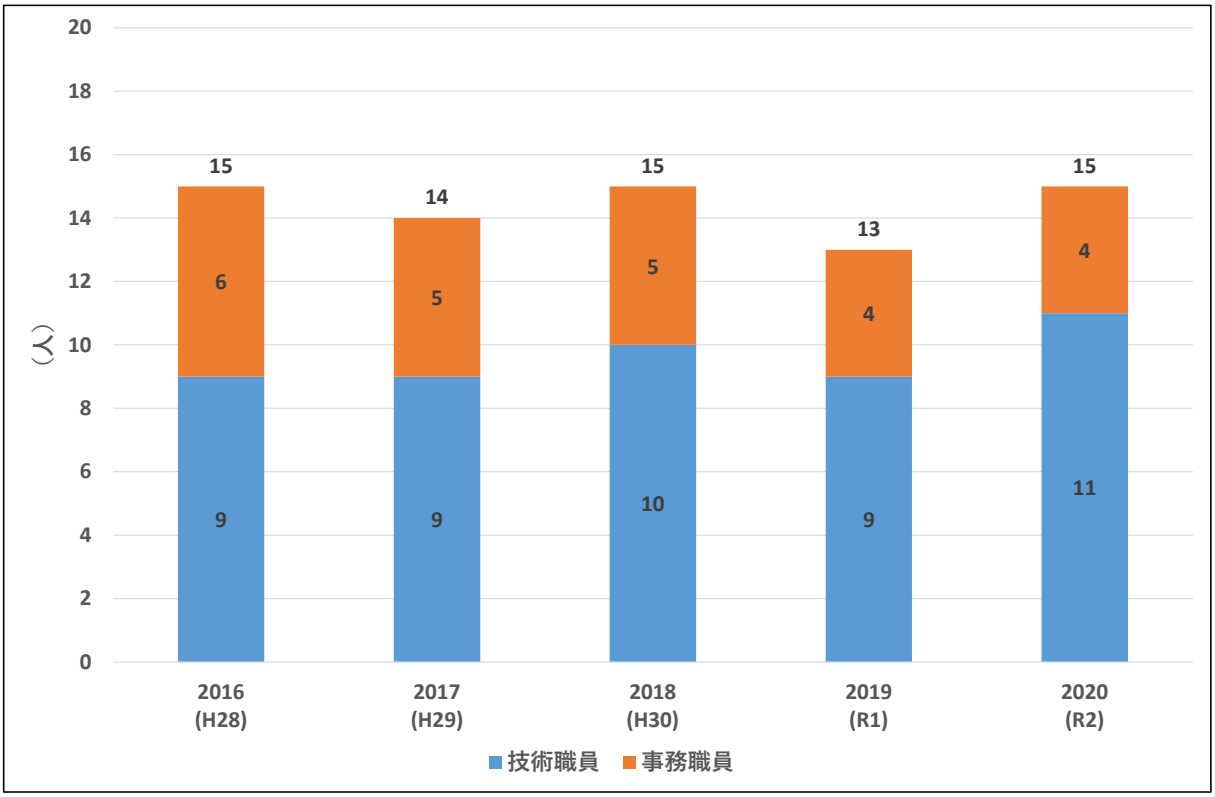

図 2-4　職員数の年度別推移（管理者及び任期付任用職員を除く）

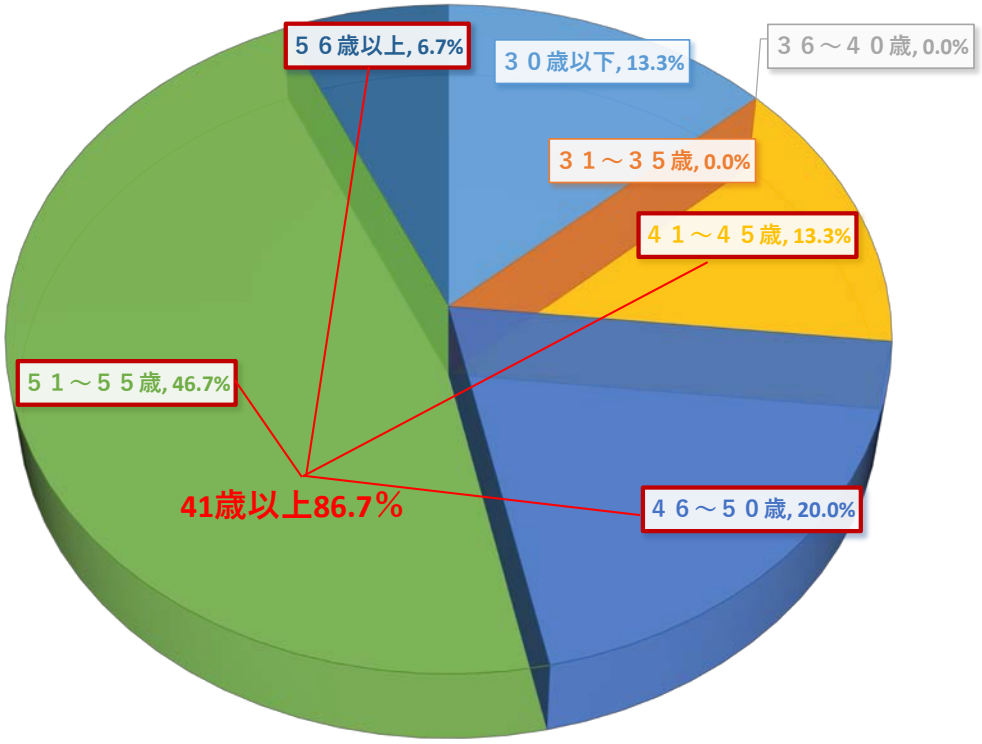

図 2-5　職員年齢構成（管理者及び任期付任用職員を除く）　R2.4.1 現在

2.　民間活力の活用

本市では、管路施設及び雨水ポンプ場の維持管理は民間業者へ委託しており、維持管理の効率化を図っています。引き続き、維持管理経費の見直しや業務の効率化のため、可能な分野については民間委託の活用を図っていく方針です。

PPP/PFI などの民間活用については、検討した結果、現時点では導入予定はありません。

民間活用の状況	ア　民間委託 （包括的民間委託を含む）	・事業場排水の水質分析業務 ・雨水ポンプ場（中央ポンプ場・北ポンプ場）における運転操作業務と場内管理業務 ・雨水ポンプ場の機械・電気設備点検業務 ・雨水ポンプ場で収集したごみや砂の搬出、処分業務 ・汚水マンホールポンプ設備の点検業務 ・汚水管の清掃業務 ・排水設備等工事関係業務 ・下水道使用料認定賦課業務 ・特定施設届出受付・事業場立入検査業務 ・汚水桝設置位置調査業務 ・設計施工監理業務
	イ　指定管理者制度	未実施
	ウ　PPP/PFI	検討の結果、現時点では PPP/PFI の導入予定はありません。
資産活用の状況	エ　エネルギー利用 （下水熱・下水汚泥・発電等）※5	未実施
	オ　土地・施設等利用 （未利用土地・施設の活用等）※6	未実施

※5「エネルギー利用」とは、下水汚泥･下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源（資産を含む）を用いた収入増につながる取組を指す。

※6「土地・施設等利用」とは、土地･建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す（単純な売却は除く）。

3.　経営比較分析表を活用した現状分析

現状分析は、本市の下水道事業における経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、事業規模の類似する団体との比較・特徴の分析を行い、現状の課題を的確に把握するために行います。現状分析に使用する経営指標は、総務省公表の「経営比較分析表（平成 30 年度）」を用います。なお、本市は平成 30 年度時点では、地方公営企業法を非適用となっており、令和２年度より適用しています。

（１）分析結果の総括

図 2-6 は、泉佐野市と全国平均値、類似団体平均値の経営指標を比較するため、平成 30 年度の状況をレーダーチャートで示したものです。

類似団体は、総務省の区分に基づき、本市と同程度の団体を全国から抽出しています。本市は処理区域内人口 40,908 人、処理区域内人口密度 46.1 人、供用開始後年数 29 年であり、「処理区域内人口：3 万人以上 10 万人未満」、「処理区域内人口密度：50 人/ha 未満」、「供用開始後年数：30 年未満」の 47 団体が抽出されています。

【経営の健全性】

「企業債残高対事業規模比率」は、全国平均をやや上回っているものの、類似団体平均を下回っています。また、「経費回収率」は、100%を上回っており良好であるといえます。

【経営の効率性】

「汚水処理原価」は、全国平均及び類似団体平均を上回っており、今後、効率的な建設投資や水洗化の推進など、汚水処理の効率化を図っていく必要があります。

【投資の効率性】

「水洗化率」は、全国平均を下回っているものの、類似団体平均を上回っています。汚水処理原価が比較的高価であるため、さらなる水洗化の向上が必要です。

表 2-5　経営指標の類似団体比較

経営指標		泉佐野市	類似団体平均	【参考】全国平均	数値の見方
経営の健全性	企業債残高対事業規模比率	708.8%	1000.9%	682.8%	▼
	経費回収率	114.9%	93.8%	100.9%	▲
経営の効率性	汚水処理原価	193.8 円/m^3	165.6 円/m^3	136.9 円/m^3	▼
投資の効率性	水洗化率	90.3%	86.7%	95.2%	▲

※▲：数値が高い方が良好、▼：数値が低い方が良好、緑は類似団体より悪化している指標

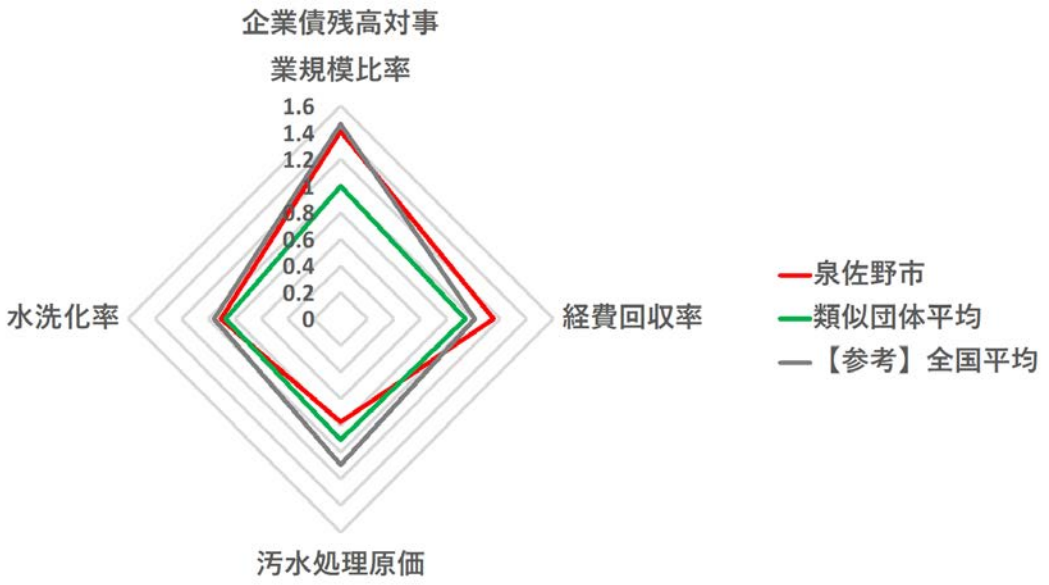

図 2-6　経営指標の類似団体比較（レーダーチャート）

（２）経営比較分析表（平成 30 年度）の経営指標による分析

各種経営指標による現状分析について、以下に示します。

①<u>収益的収支比率</u>

収益的収支比率とは、使用料収入や一般会計からの繰入金等の総収益に対して、汚水処理に係る費用に地方債償還金（建設時の借金）を加えた総費用がどの程度賄えているかを表す指標です。当指標については、単年度の収支が黒字であることを示す **<u>100%以上を目標とする</u>**ことが好ましいとされています。

なお、この項目については、公営企業法適用前の指標であり、適用後は、「経常収支比率」が新たな指標となります。

・収益的収支比率

<u>収益的収支比率＝総収益／(総費用＋地方債償還金) ×100</u>

・経常収支比率

<u>経常収支比率＝経常収益／経常費用×100</u>

②<u>累積欠損金比率</u>

累積欠損金比率とは、営業収益に対する営業活動により生じた損失で、経年的に累積した損失の状況を示す指標です。当指標については、累積欠損金が発生しない **<u>0%であることが求められます</u>**。

本市は、平成 30 年度時点では地方公営企業法適用前のため該当数値はありません。

<u>累積欠損金比率＝当年度末未処理欠損金／(営業収益－受託工事収益) ×100</u>

③流動比率

流動比率とは、1 年以内に支払うべき債務に対して支払うことができる現金等があるかの状況を示す指標です。当指標については、支払い能力がある状況の **100%以上が求められます**。

本市は、平成 30 年度時点では地方公営企業法適用前のため該当数値はありません。

流動比率＝流動資産／流動負債×100

④企業債残高対事業規模比率

使用料収入に対する地方債残高（管路施設やポンプ場施設建設時の借金）の割合であり、地方債残高の規模を表す指標です。当指標については、**低いほど経営的には好ましい**とされ、類似団体との比較により、本市のおかれている状況を把握・分析します。

本市の企業債残高対事業規模比率が類似団体平均値よりも低いのは、平成 6 年の関西国際空港の開港に向け、多額の事業投資による地方債（国等からの借金）を発行してきたものの、食品コンビナートやりんくうタウン内などに大口企業が多数存在するため、類似団体よりも下水道使用料の収入が多いことによるものです。

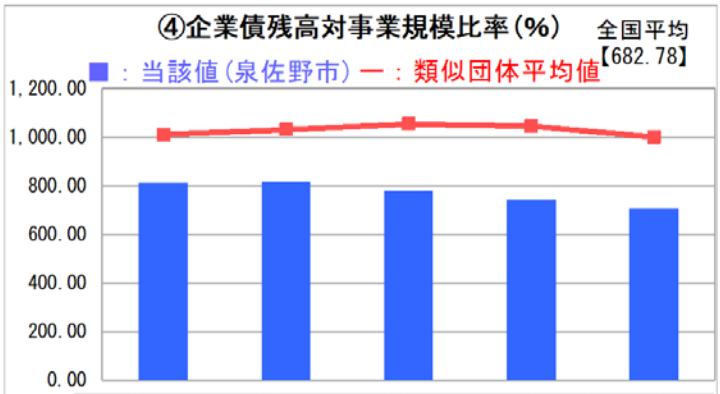

	H26	H27	H28	H29	H30
当該値	810.18	814.69	777.60	742.60	708.80
平均値	1,010.51	1,031.56	1,053.93	1,046.25	1,000.94

図 2-7　企業債残高対事業規模比率の推移

企業債残高対事業規模比率＝地方債現在高合計／営業収益×100

⑤経費回収率

使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標であり、使用料水準等を評価することができます。当指標については **100%以上を目標とする**ことが好ましいとされています。

本市の経費回収率は 100%を超え、下水道使用料で回収すべき経費はすべて賄えており、単年度では類似団体よりも良好な経営状況となっています。

今後も、現状を維持しつつ、引き続き経費回収率の向上に努めていきます。

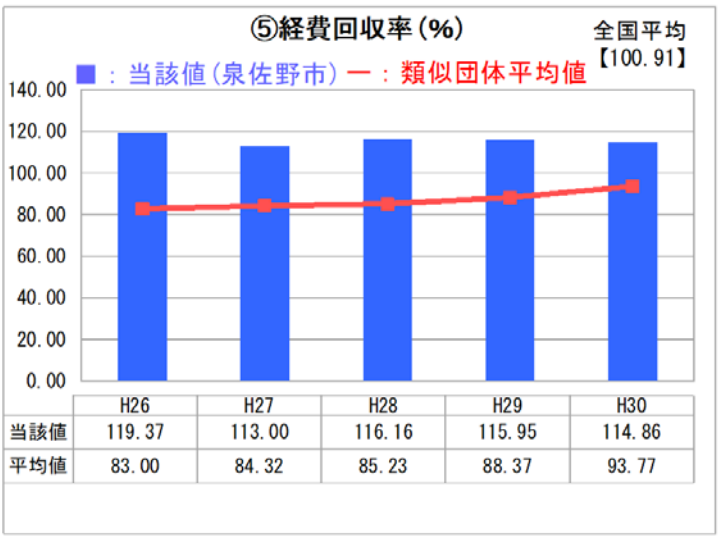

図 2-8　経費回収率の推移

経費回収率＝使用料／汚水処理費(公費負担分を除く)×100

⑥汚水処理原価

有収水量 1m^3 当たりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費（管路施設を含む汚水処理施設の建設費のうち使用料として回収すべき費用）及び汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標です。当指標については、**低いほど好ましく**、数値が高い場合は経年比較や類似団体との比較等により本市の置かれている状況を把握し、効率的な汚水処理が実施されているか分析する必要があります。

本市の汚水処理原価は、平成 26 年度までは類似団体平均値よりも安くなっています。これは、企業債残高対事業規模比率と同じく、大口企業が多数存在するため全体の使用水量が多くなり、1m^3 当たりの汚水処理費が安価となったためです。平成 27 年度以降に同平均値より高くなったのは、主に流域下水道維持管理費の増加によるものです。

今後、投資の効率化や維持管理費の削減等により、経営改善に努めます。

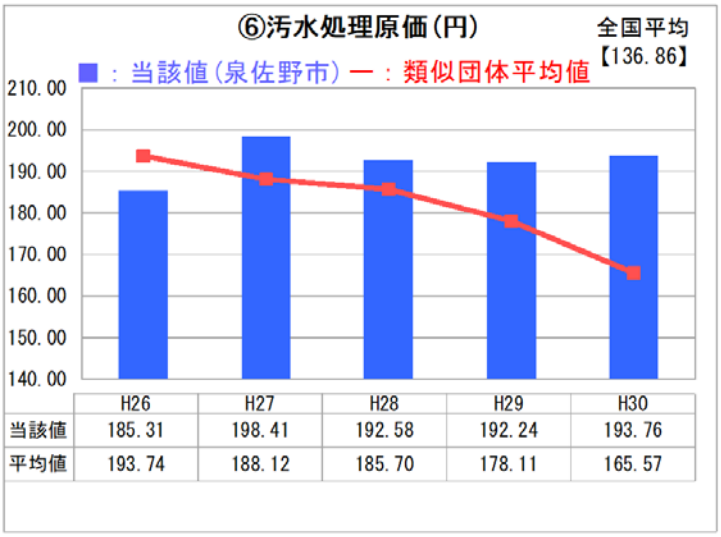

図 2-9　汚水処理原価の推移

汚水処理原価＝汚水処理費(公費負担分を除く)／年間有収水量

⑦施設利用率

施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標です。当指標については、一般的には**高いほど好ましい**数値です。

本市は流域関連公共下水道であり、処理施設を有していないため、当指標には該当しません。

施設利用率＝晴天時一日平均処理水量／晴天時現有処理能力

⑧水洗化率

現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標です。当指標については、公共用水域の水質保全や、使用料収入の増加等の観点から **100%となっていることが望ましい**です。

本市の水洗化率は、類似団体よりも高い水準となっています。

水洗化率の向上は、使用料収入の増加に直結し、経費回収率の改善に寄与するため、今後も積極的に下水道接続の推進に取組んでいきます。

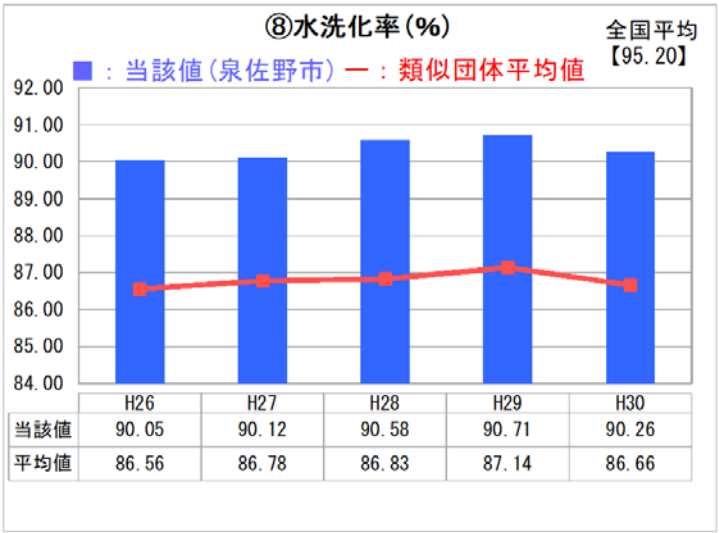

図 2-10　水洗化率の推移

水洗化率＝現在水洗便所設置済人口／現在処理区域内人口×100

（３）汚水管路の老朽化状況について

本市の公共下水道は、平成 3 年度に供用開始しています。本市で管理する下水道管は、標準耐用年数 50 年に対し、設置が古い管でも経過年数は 30 年程度と、比較的年数が浅いことから、老朽化した下水道管は現状ではほとんどありません。

4.　下水道施設の状況

（１）下水道施設の状況

本市の下水道施設の状況は、表 2-6 に示すとおりです。

公共下水道管路の整備延長は令和元年度末現在、汚水管約 182km、雨水管約 90km となっています。またポンプ場施設は、雨水ポンプ場 2 箇所であり、築 20 年を超える中央ポンプ場や、令和 9 年度に 20 年を迎える北ポンプ場について、長寿命化対策が必要となっています。

表 2-6　下水道施設の状況（令和元年度末現在）

項　目		汚　水	雨　水
管路施設	整備延長	約 182km	約 90km
	整備面積	約 916ha	約 437ha
マンホールポンプ場		17 箇所	—
雨水ポンプ場		—	2 箇所

表 2-7　雨水ポンプ場の概要

項　目	中央ポンプ場	北ポンプ場
位　置	りんくう往来北 1-785	住吉町 8-5
敷地面積	6,000m^2	4,550m^2
排水先	大阪湾	大阪湾
供用開始	平成 6 年 4 月 1 日	平成 19 年 4 月 1 日
集水面積	142.3ha	127.2ha
排水能力	18.0m^3/秒	16.0m^3/秒
ポンプ台数	6 台	6 台

中央ポンプ場（りんくう往来北）

北ポンプ場（住吉町）

（２）本市の下水道建設事業費の推移

本市の下水道建設事業費の推移は、図 2-11 に示すとおりです。本市はこれまで、浸水被害の解消や軽減を図るべく、浸水対策事業（雨水整備）を重点的に進めていたことから、汚水整備に遅れが生じているのが現状です。

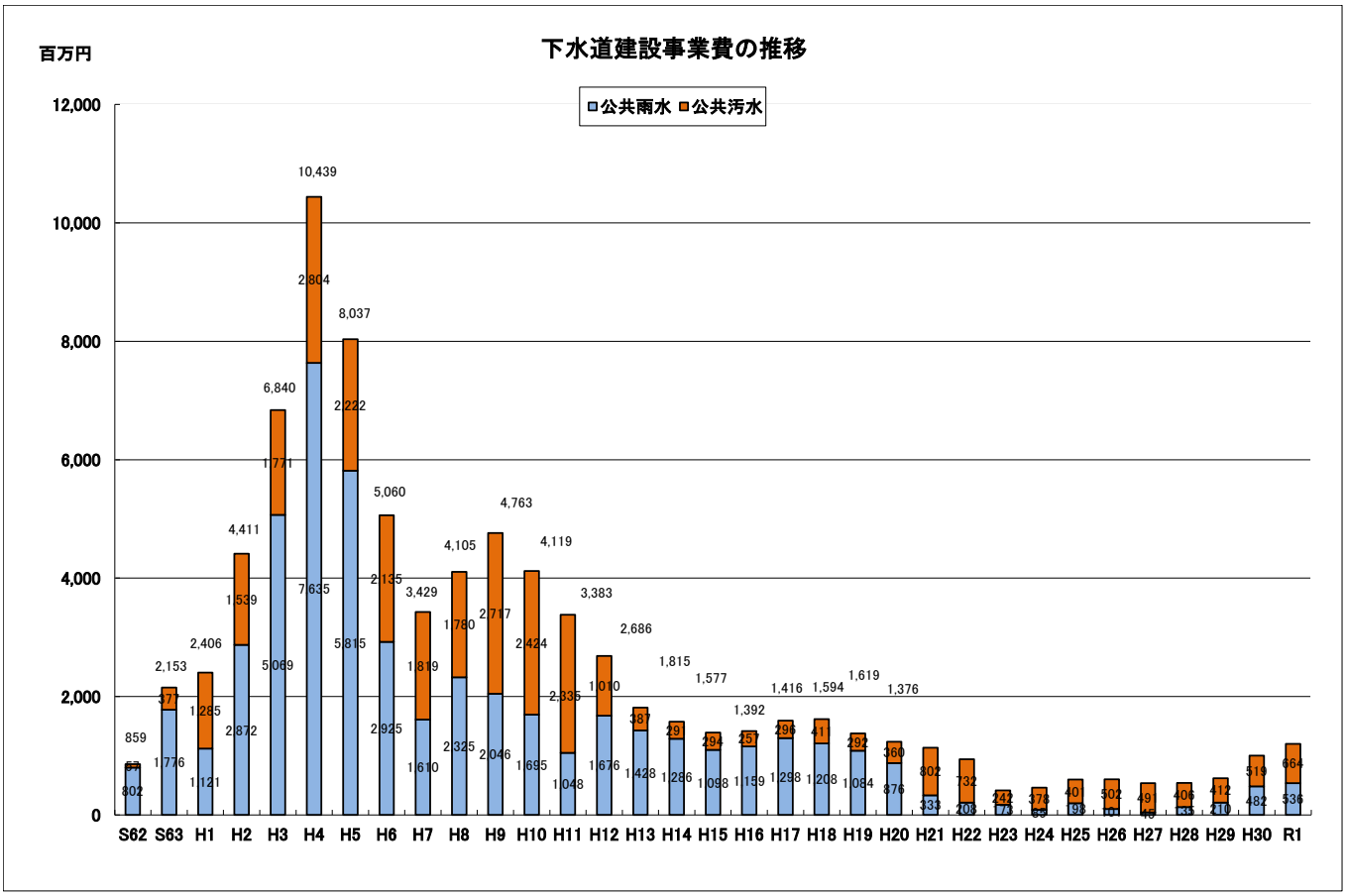

図 2-11　本市の下水道建設事業費の推移

（３）下水道事業の実質収支の推移

下水道事業の実績収支は、一般会計の財政状況の悪化に伴い、平成 9 年度から大部分の基準外繰入がカットされたことにより単年度赤字となり、以降累積赤字が拡大したものの、事業費の抑制や使用料改定、資本費平準化債の活用により平成 17 年度から単年度黒字に転じ、段階的に累積赤字を解消し、着実に収支状況は改善の方向に向かいました。また、公営企業会計移行には累積赤字の解消が不可欠であったため、平成 30 年度に水道事業から 10 億円を借入れ、30 年度末には累積赤字は解消し、以降実質収支は黒字となっています。

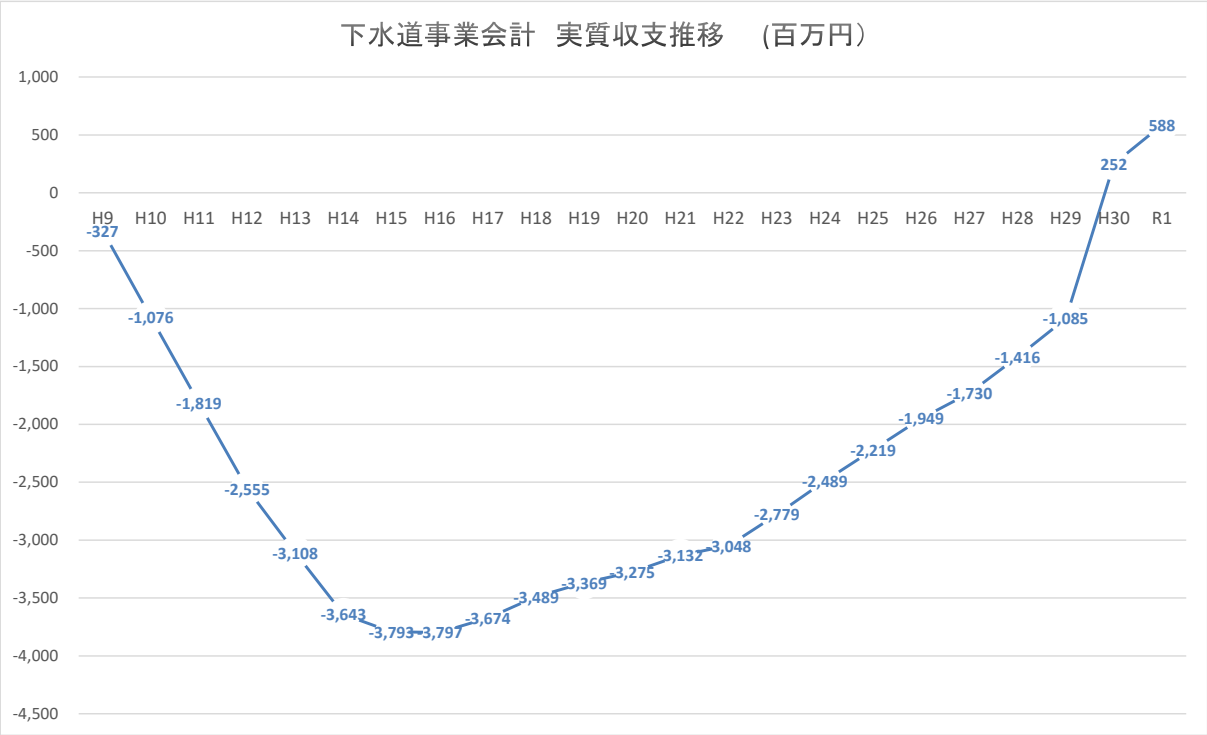

図 2-12　下水道事業の実質収支の推移（百万円）

第3章　将来の事業環境

1.　処理区域内人口の予測

（１）将来行政人口

本市では、「泉佐野市人口ビジョン（平成 27 年 10 月）」にて、将来人口を推計しています。

本経営戦略策定に用いる将来人口は、「第 5 次泉佐野市総合計画（2019 年 3 月）」と整合を図ることとし、以下に示すとおりとします。

表 3-1　将来行政人口

年度	2020 年 (R2 年)	2025 年 (R7 年)	2030 年 (R12 年)	2035 年 (R17 年)	2040 年 (R22 年)
行政人口(人)	101,296	102,011	102,341	102,271	102,158

出典：泉佐野市人口ビジョン（平成 27 年 10 月）「ケース 2」

（２）処理区域内人口

将来の処理区域内人口（整備人口）は、下図に示すとおりであり、令和元年度までの整備済み人口に、各年整備区域内の人口を加えて算出しました。

なお整備人口は、後述の「第 5 章　投資・財政計画（収支計画）」で設定した目標普及率【④改定】（R3～5 年：年 1.0%増、R6～9 年：年 1.3%増、R10～12 年：年 1.5%増）に基づき算出しました。この後の「2.　有収水量の予測」、「3.　使用料収入の見通し」についても、同様です。

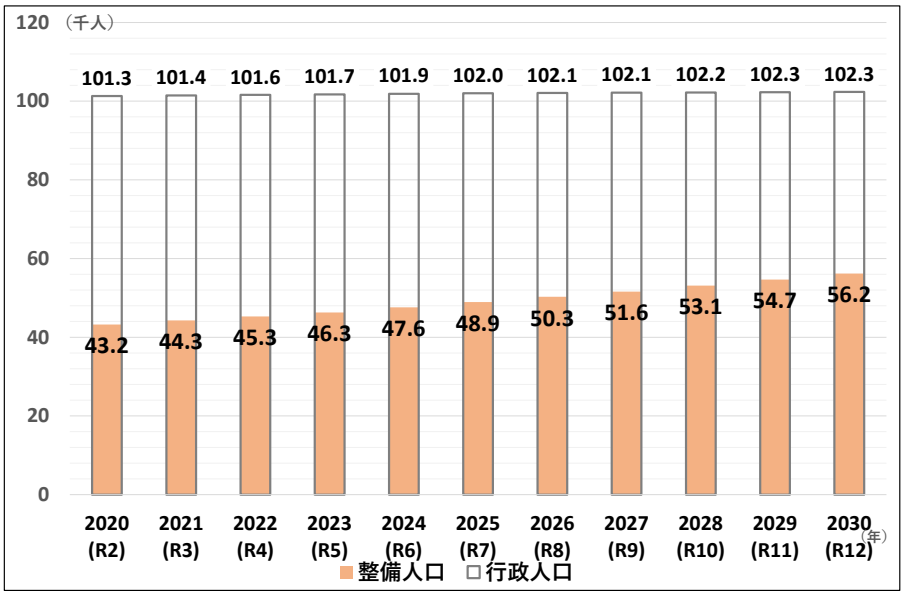

図 3-1　【④改定】将来行政人口及び処理区域内人口（整備人口）

2.　有収水量の予測

有収水量は、過年度までの流入水量実績、処理区域内人口及び水洗化率の向上を踏まえた将来流入水量を推測し、有収率を乗じることにより予測しました。

有収水量の内訳は、一般家庭系及び事業所系であり、本市の場合、食品コンビナートやりんくうタウンなどの事業所系が 60%近くを占めており、使用料収入の多くは事業所系となっています。

なお事業所系は、概ね下水道への接続が完了しており、新たな施設の建設が予想されるものの、近年排水量の伸びも見られないため、今回の計画期間内では事業所系の伸びは見込みませんが、一般家庭系は下水道処理人口普及率に従って増加する見込みです。

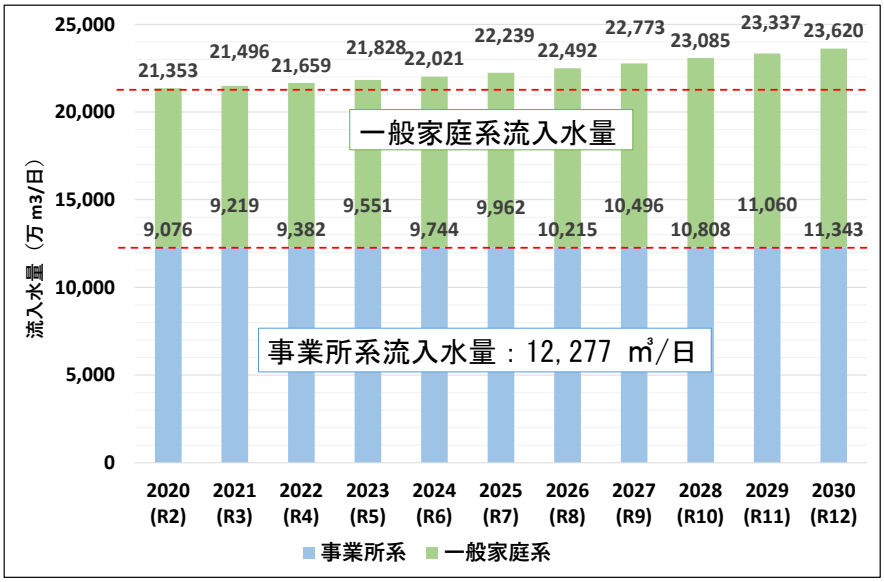

図 3-2　【④改定】流入水量（有収水量）の予測

3.　使用料収入の見通し

使用料収入は、有収水量に使用料単価を乗じて算出しました。

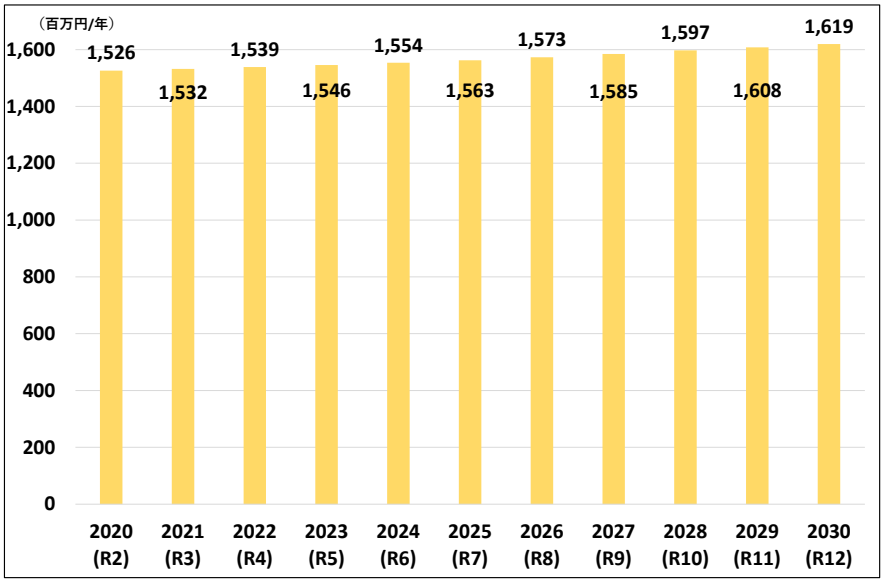

図 3-3　【④改定】使用料収入の予測（税抜き）

4.　施設の見通し

（１）新設事業

①管路施設

汚水整備は、下水道処理人口普及率の更なる向上が求められる中、投資・財政計画をもとに収支バランスを考慮し、計画的な整備を行っていきます。

雨水整備は、主に湊・鶴原地区の管渠工事を実施する予定です。

②雨水ポンプ場

新設ポンプ場の予定はありません。

（２）改築事業

①管路施設

本市の管路施設は、設置後の経過年数は古くても 30 年程度と、管路の標準耐用年数 50 年未満であることから、計画期間内の改築予定はありません。

②雨水ポンプ場

雨水ポンプ場の各設備の老朽化に伴う改築は、中央ポンプ場は沈砂池設備工事、北ポンプ場は電気設備工事、沈砂池設備工事及びポンプ設備工事を予定しています。

（３）流域下水道建設負担金

本市の下水道は、流域関連公共下水道事業（中部処理区・南部処理区）であることから、南大阪湾岸流域下水道の事業計画に基づき建設負担金が生じます。

流域下水道（大阪府）では、下水道機能を維持させるため、下水道施設の延命化など効果的な改築を推進しています。これより負担金は、今後想定される下水道施設の改築工事を見込むものとします。

5.　組織の見通し

図 3-4 に示すように、本市の下水道事業に携わる職員数は、近年は 13～15 人で推移しています。

今後も安定した下水道事業を継続して実施していくためには、一定の職員数を確保する必要があります。将来的には事業量の拡大に見合う職員数を確保しつつ、民間委託も活用しながら実務の効率化を図り、職員の能力向上のための育成や研修の充実化を図ることが重要です。

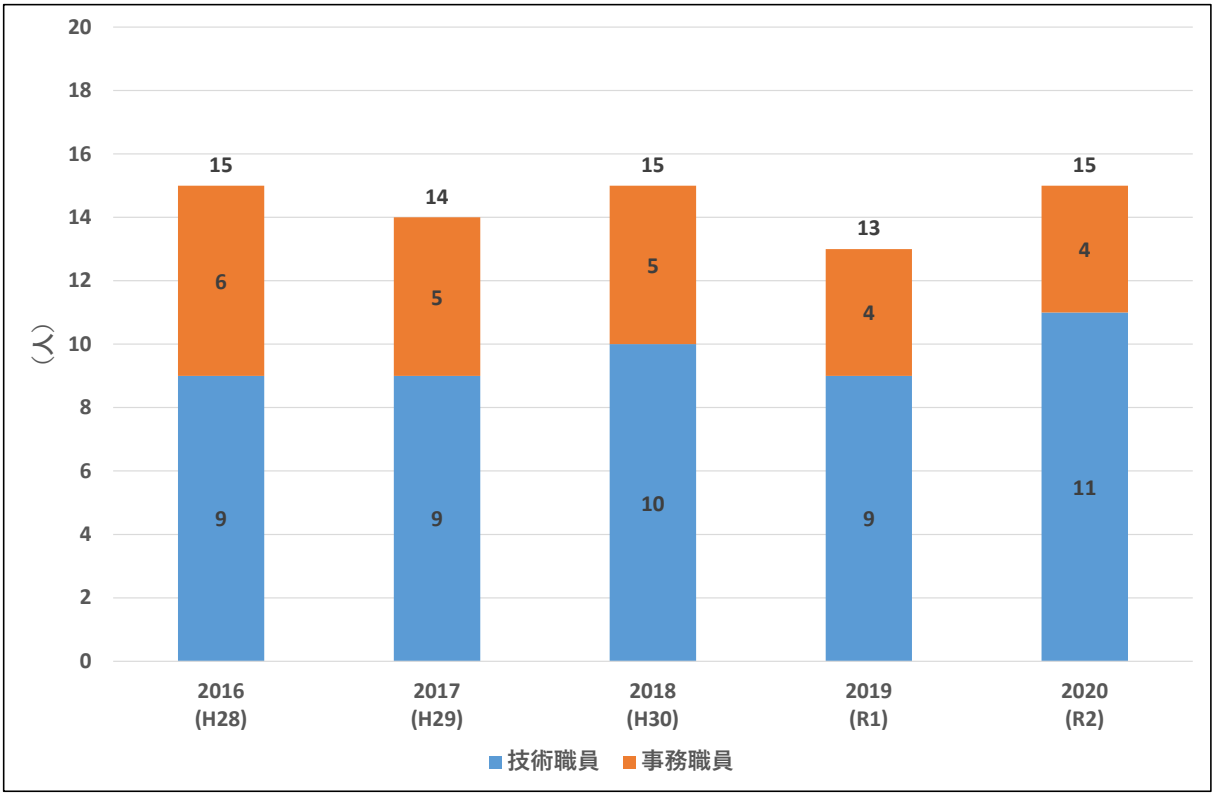

図 3-4　職員数の年度別推移（管理者及び任期付任用職員を除く）

第4章　経営の基本方針

1.　現状と課題

下水道は、暮らしに必要不可欠なライフラインであり、安全で快適な生活環境の確保と公共用水域の水質の保全を図るための重要な役割を担っています。一方で本市の下水道処理人口普及率は、令和元年度末で 40.8%と大阪府内でも低水準となっており、普及率の更なる向上が求められています。

また、公共下水道雨水整備については、主要な幹線管渠整備率は 90%以上に達しておりますが、今後も市内の浸水被害軽減に向け、幹線管渠に接続する雨水管の整備を進めるとともに、雨水ポンプ場施設の老朽化対策及び耐震化対策を実施していく必要があります。

2.　基本理念と基本方針

本市の下水道経営における基本理念と基本方針は、以下に示すとおりとします。

基本理念
○快適で安全・安心な暮らしの実現 ○健全な下水道経営の実現

基本方針
【未普及対策の推進】 快適で衛生的な生活環境を目指すため、目標とする年間下水道処理人口普及率は、1.0～1.5%で段階的に事業量を拡大し、整備を進めてまいります。
【浸水対策の推進】 雨水流出解析により、令和３年度に作成する内水浸水想定区域図を基に、より効果的な浸水対策工事を進め、市内の浸水被害の解消・軽減に努めます。
【健全な下水道経営】 将来にわたって安定的な下水道事業を実現するため、収支のバランスを確保し、将来負担を意識した財政運営を行い、健全な下水道経営を行います。

第5章　投資・財政計画（収支計画）

1.　財政シミュレーション

財政シミュレーションは、段階的に下水道処理人口普及率を上昇させることで効率的・効果的な投資・財政計画を目指すものです。

普及率の向上を図るためには、事業量（建設投資）を拡大する必要がありますが、企業債残高の増加に伴う将来への負担増や、財政収支に直結することから、収支バランスを踏まえた建設投資が重要となります。

目標とする普及率について、以下のケースにてシミュレーションを行い、次ページ以降にその結果を示します。（下水道使用料は現行を維持することとします。）

【①現行】令和 3 年度以降の目標普及率は約 1.0%/年とします。
【②改定】令和 3～5 年度の目標普及率は約 1.0%/年、それ以降は約 1.3%/年とします。
【③改定】令和 3～5 年度の目標普及率は約 1.0%/年、それ以降は約 1.5%/年とします。
【④改定】令和 3～5 年度の目標普及率は約 1.0%/年、令和 6～9 年度は約 1.3%/年、それ以降は約 1.5%/年とします。

下水道処理人口普及率向上と収支バランスを考慮した結果、本経営戦略では目標普及率を【④改定】によるものとします。

普及率を 1.0 から 1.5%まで段階的に上昇させることを目標とし、令和 3 年度から令和 12 年度の 10 年間で約 202ha を整備し、これにより令和 12 年度末時点で普及率は約 54%となります。

表 5-1　【④改定】整備計画（汚水）

項　目		2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
下水道処理人口普及率	単年度目標値	1.0%	1.0%	1.0%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.5%	1.5%	1.5%
	累計	42.6%	43.6%	44.6%	45.9%	47.2%	48.5%	49.8%	51.3%	52.8%	54.3%
整備予定面積（ha）		15.10	15.30	15.70	20.10	20.30	21.80	22.00	24.70	23.90	23.40
整備予定人口（人）		1,014	1,016	1,017	1,324	1,326	1,327	1,328	1,533	1,534	1,535

①現行の収支計画シミュレーション（R3 以降：1.0%/年）

本条件にてシミュレーションを行った結果、図 5-1 に示すように、令和 3 年度から令和 12 年度まで黒字を維持したまま推移します。また図 5-2 に示すように、企業債残高は令和 12 年度で約 236 億円となります。なお、この場合の令和 12 年度における普及率は 51.6%となります。

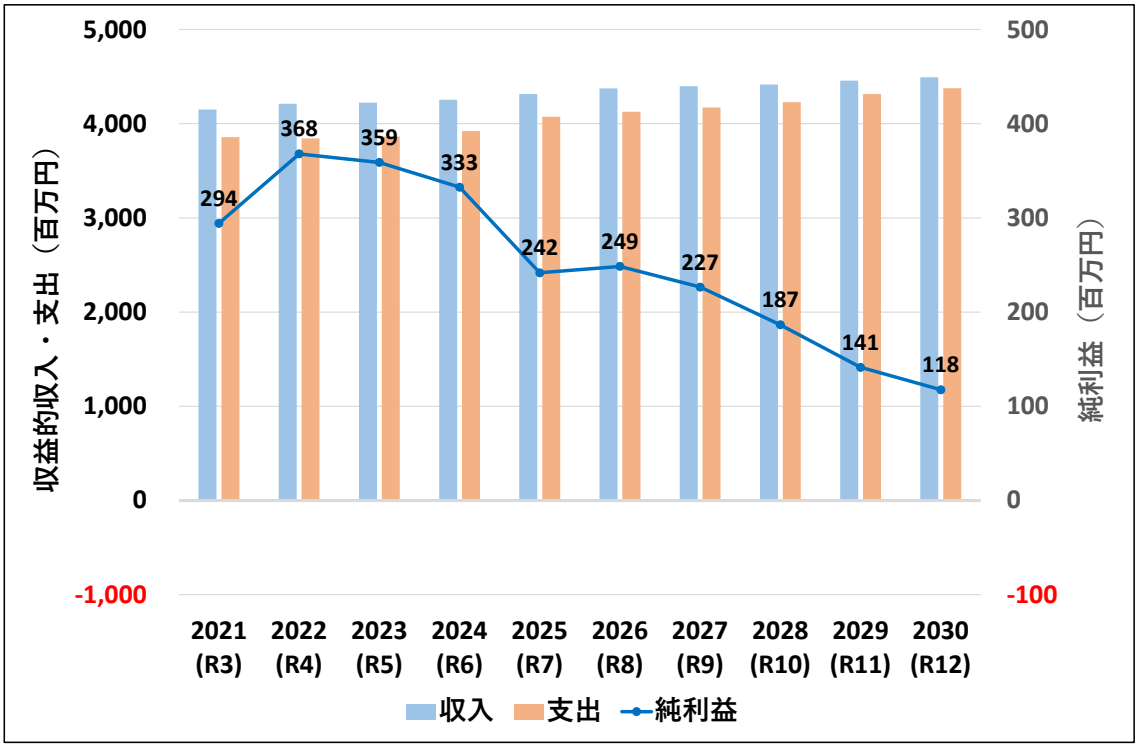

図 5-1　【①現行】収益的収支の推移（令和 3～12 年度）

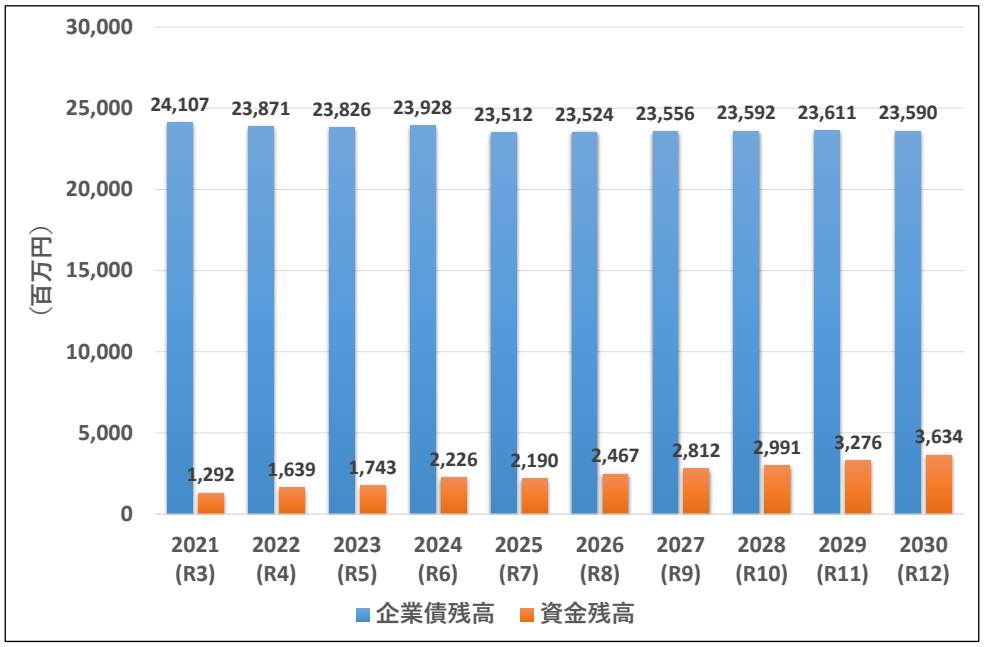

図 5-2　【①現行】企業債残高・資金残高の推移（令和 3～12 年度）

②目標普及率の段階的アップ（R3～R5：1.0%/年，R6 以降：1.3%/年）

本条件にてシミュレーションを行った結果、図 5-3 に示すように、令和 3 年度から令和 12 年度まで黒字を維持したまま推移します。また図 5-4 に示すように、企業債残高は令和 12 年度で約 255 億円となります。なお、この場合の令和 12 年度における普及率は 53.7%となります。

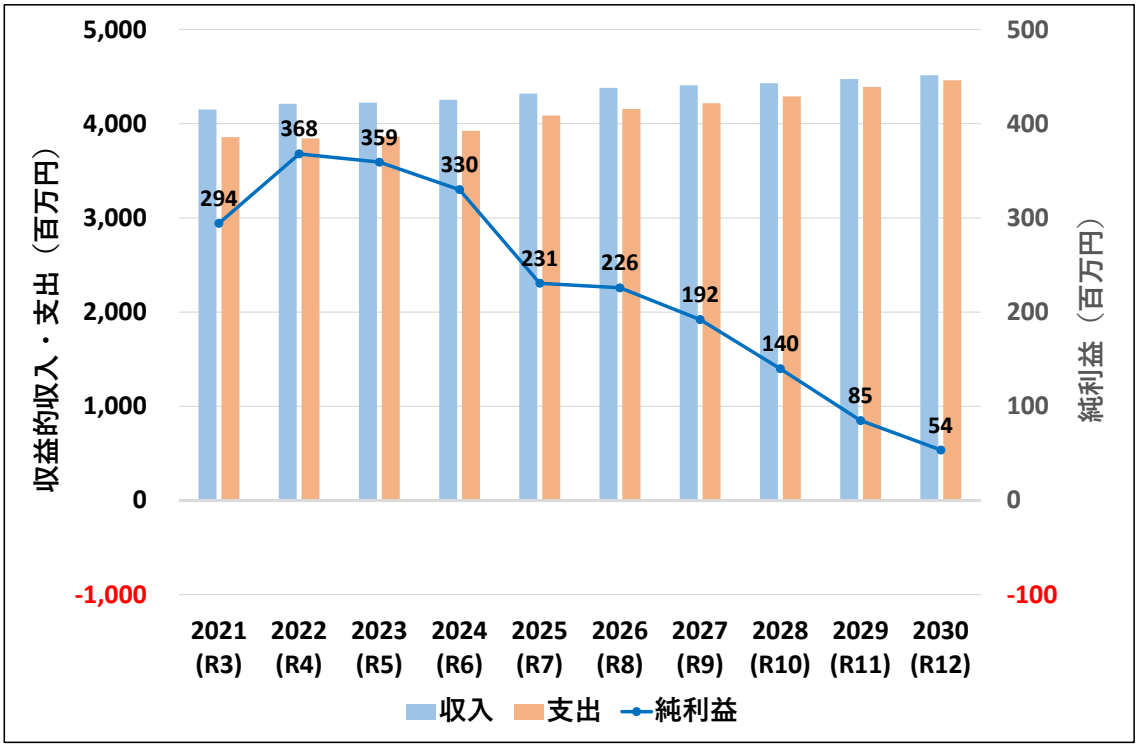

図 5-3　【②改定】収益的収支の推移（令和 3～12 年度）

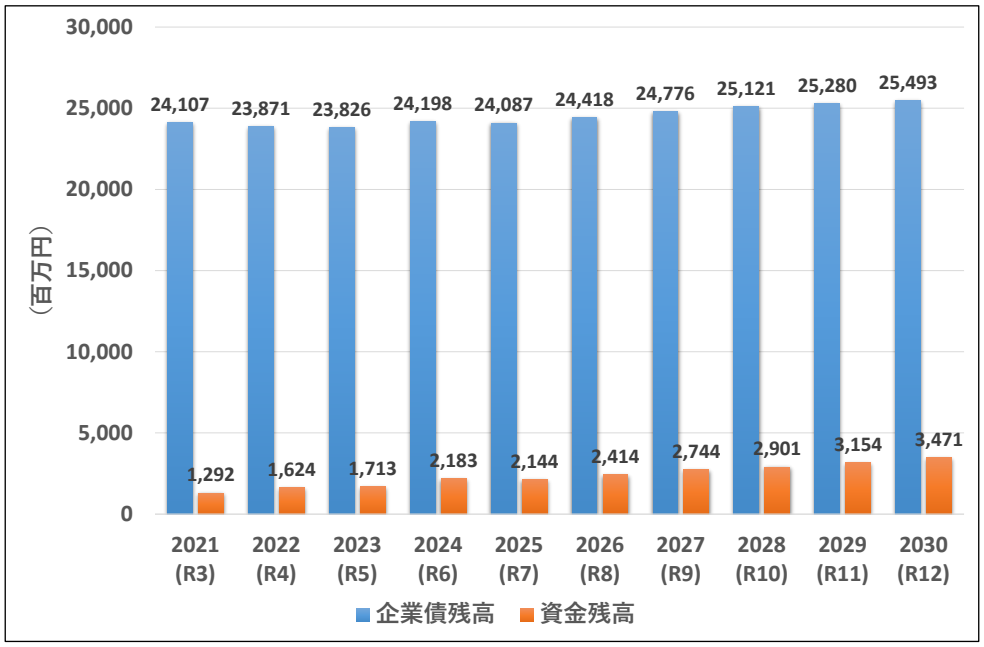

図 5-4　【②改定】企業債残高・資金残高の推移（令和 3～12 年度）

③目標普及率の段階的アップ（R3～R5：1.0%/年，R6 以降：1.5%/年）

本条件にてシミュレーションを行った結果、図 5-5 に示すように、令和 3 年度から令和 11 年度までは黒字を維持していますが、令和 12 年度には約 19 百万円の赤字となります。また図 5-6 に示すように、企業債残高は令和 12 年度で約 274 億円となります。なお、この場合の令和 12 年度における普及率は 55.1%となります。

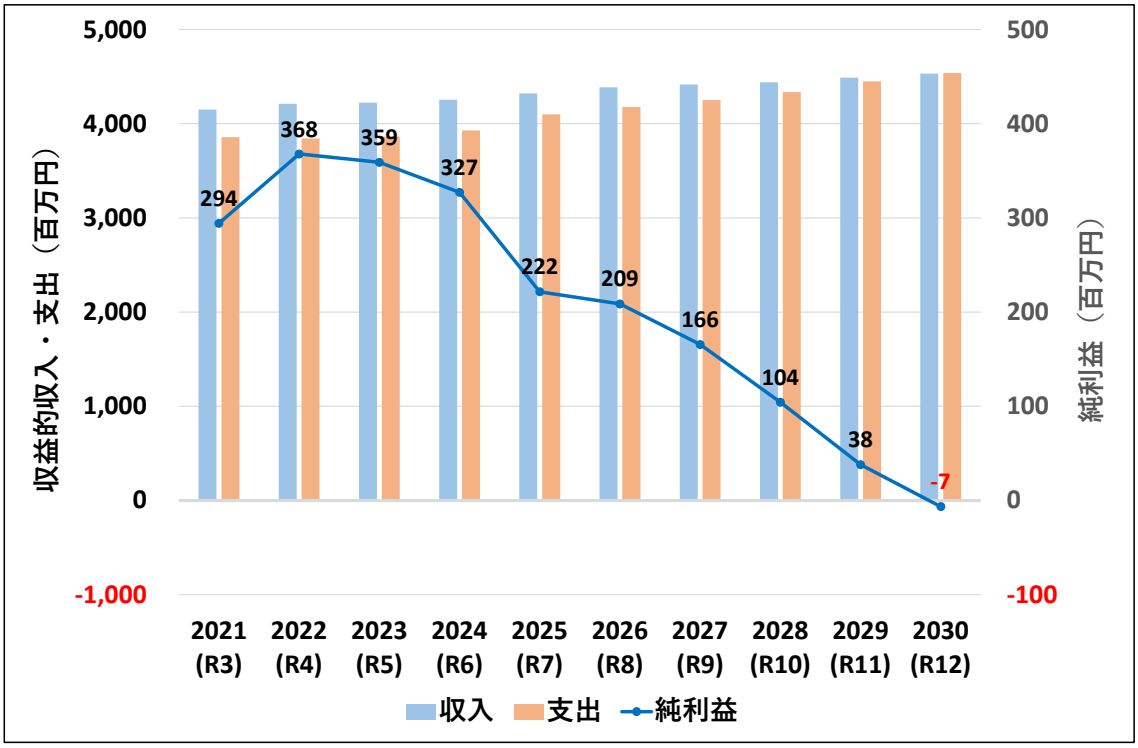

図 5-5　【③改定】収益的収支の推移（令和 3～12 年度）

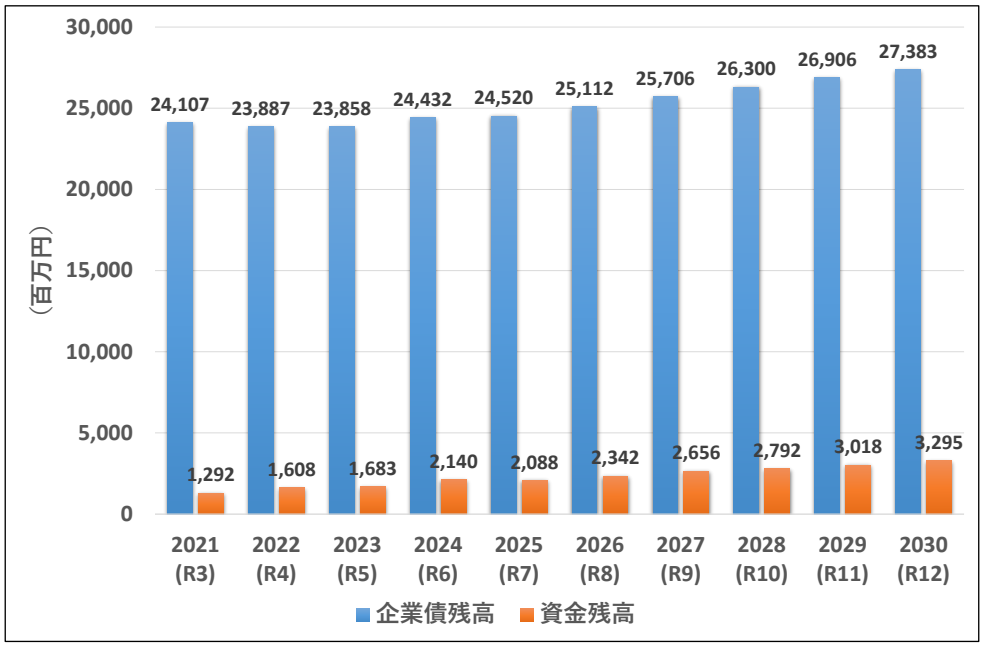

図 5-6　【③改定】企業債残高・資金残高の推移（令和 3～12 年度）

④目標普及率の段階的アップ（R3～R5：1.0%/年，R6～R9：1.3%/年，R10 以降：1.5%/年）

本条件にてシミュレーションを行った結果、図 5-7 に示すように、令和 3 年度から令和 12 年度まで黒字を維持したまま推移します。また図 5-8 に示すように、企業債残高は令和 12 年度で約 265 億円となります。なお、この場合の令和 12 年度における普及率は 54.3%となります。

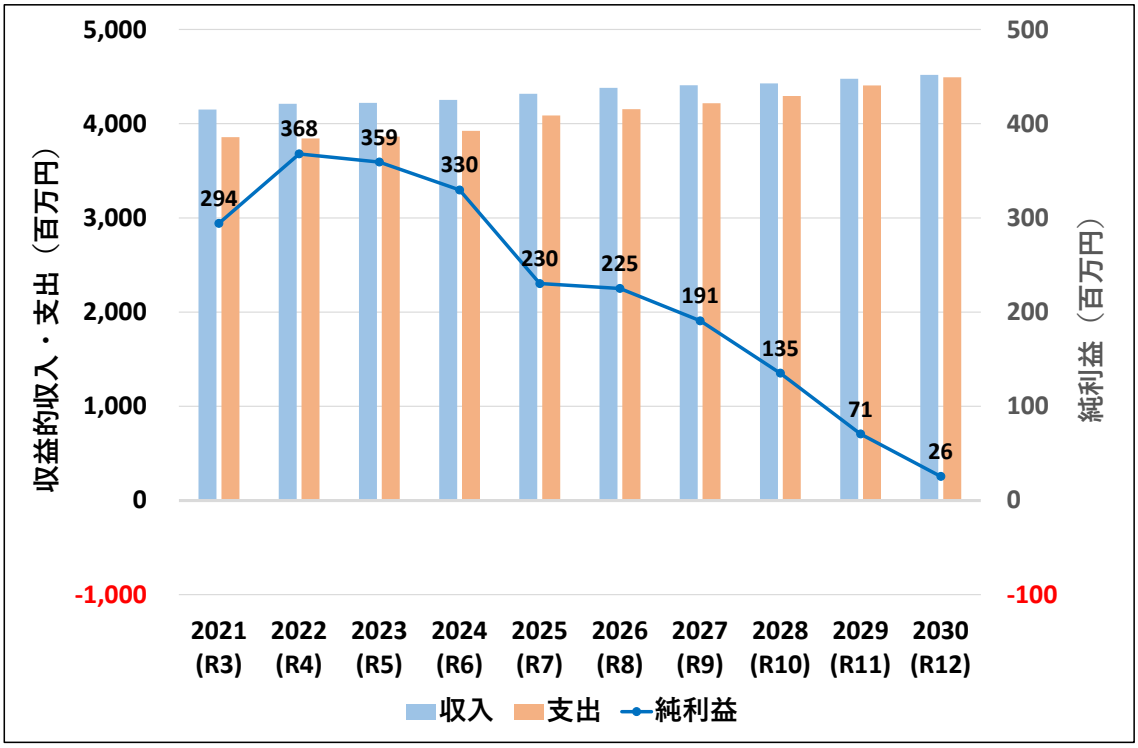

図 5-7　【④改定】収益的収支の推移（令和 3～12 年度）

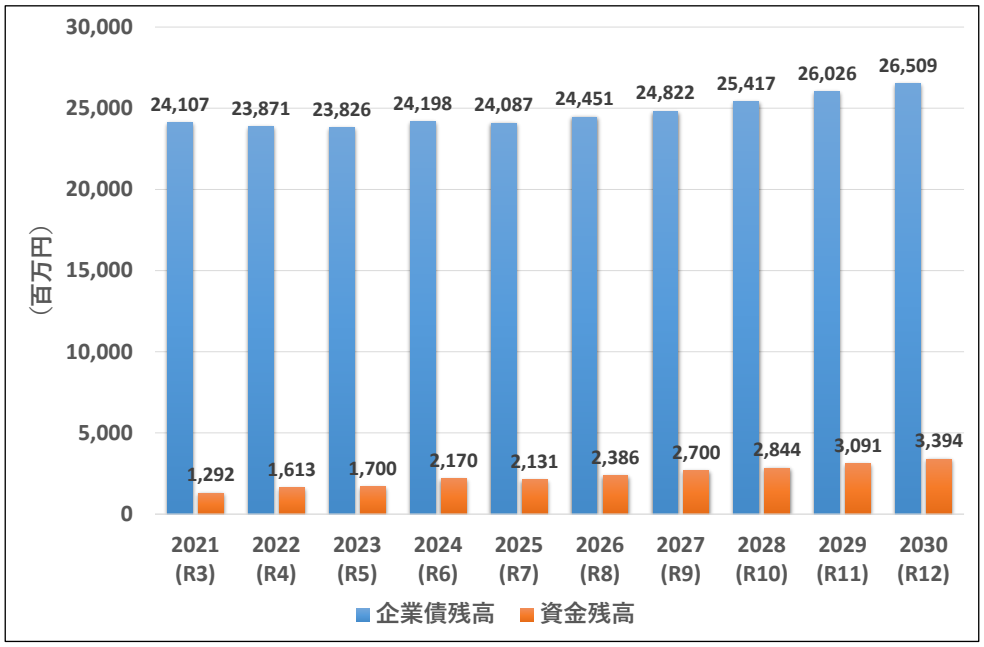

図 5-8　【④改定】企業債残高・資金残高の推移（令和 3～12 年度）

2.　投資試算

（１）建設改良費

建設改良費は、図 5-9 に示すとおりであり、令和 3 年度から令和 12 年度の 10 年間で約 286.1 億円が必要であると試算しています。

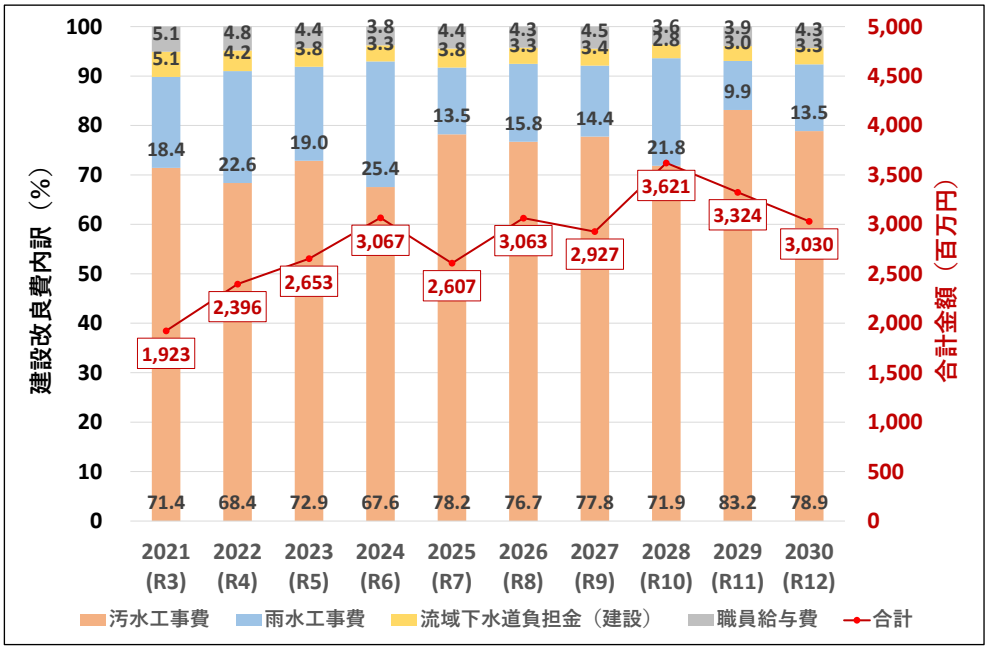

図 5-9　【④改定】建設改良費の推移（令和 3～12 年度）

１）新設事業

管路施設は、令和 3 年度から令和 12 年度で約 202ha を整備する予定です。工事費は汚水・雨水あわせて約 225.2 億円と試算しています。

２）改築事業

中央ポンプ場及び北ポンプ場の改築工事費として、令和 3 年度から令和 12 年度の 10 年間で約 39.2 億円と試算しています。

３）職員給与費

建設事業に携わる職員の給与費は、将来は事業量に見合う体制を確保していくものと想定し、令和 2 年度予算額を基に、令和 3 年度から令和 12 年度の 10 年間で約 12.2 億円と試算しています。

４）流域下水道負担金（建設）

建設に係る流域下水道負担金は、過年度実績を基に、令和 3 年度から令和 12 年度の 10 年間で約 10 億円と試算しています。

（２）投資以外に必要となる経費

投資以外に必要となる経費のうち、施設の維持管理に携わる職員の給与費、及び管路・雨水ポンプ場施設の維持管理費、流域下水道維持管理負担金、その他費用については、図 5-10 に示すとおりで、令和 3 年度から令和 12 年度の 10 年間で約 97.8 億円と試算しています。

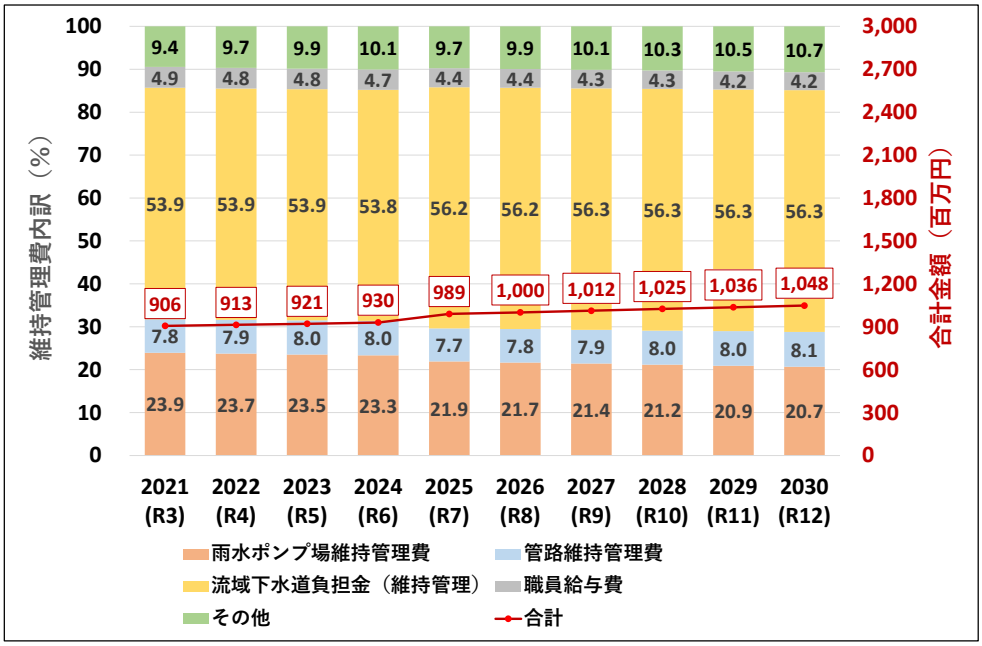

図 5-10　維持管理費の推移（令和 3～12 年度）

１）職員給与費

維持管理に携わる職員の給与費は、将来は事業量に見合う体制を確保していくものと想定し、令和 2 年度予算額を基に、令和 3 年度から令和 12 年度の 10 年間で約 4.4 億円と試算しています。

２）管路維持管理費

管路維持管理費は、整備延長に応じて年々増加していくものであり、令和 3 年度から令和 12 年度の 10 年間で約 7.7 億円と試算しています。

３）雨水ポンプ場維持管理費

雨水ポンプ場維持管理費は、令和 2 年度予算額を基に、令和 3 年度から令和 12 年度の 10 年間で約 21.7 億円と試算しています。

４）流域下水道負担金（維持管理）

汚水処理に係る流域下水道負担金は、令和 2 年度予算額を基に、令和 3 年度から令和 12 年度の 10 年間で約 54.2 億円と試算しています。

５）その他

普及促進費や総務費のうち職員給与費を除いた分について、令和 2 年度予算額を基に、令和 3 年度から令和 12 年度の 10 年間で約 9.8 億円と試算しています。なおこれら費用は、近年の状況を考慮し毎年 3%を上乗せして計上しています。

６）減価償却費

減価償却費は、有形固定資産（汚水管渠・雨水管渠・雨水ポンプ場）及び無形固定資産（流域下水道建設負担金）のそれぞれについて、将来分は取得資産から算出し、過年度分と合わせて計上します。図 5-11 に示すように、令和 3 年度から令和 12 年度の 10 年間で約 269.0 億円と試算しています。

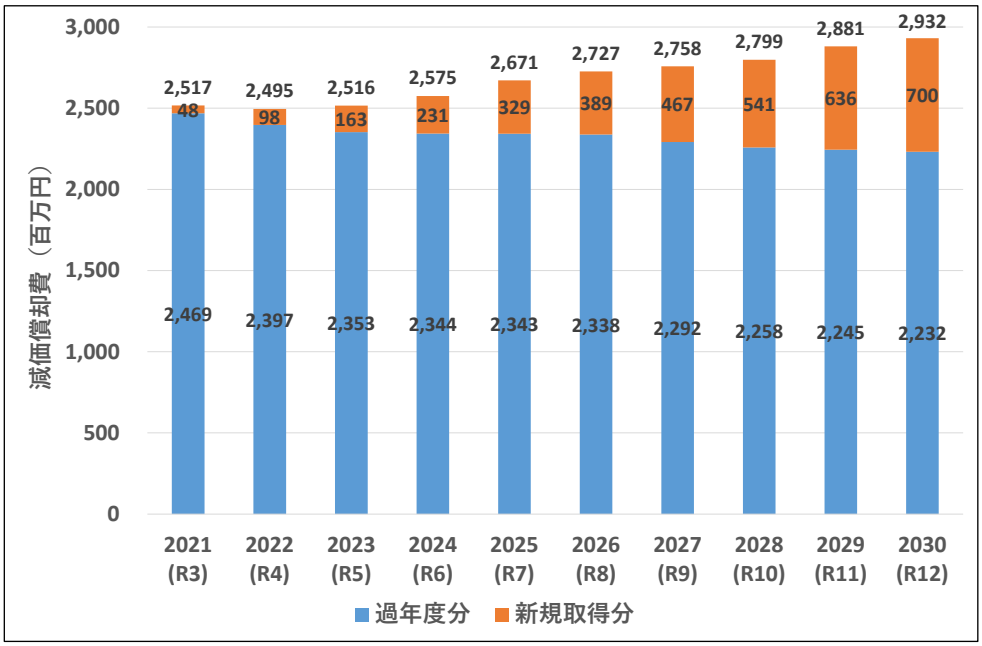

図 5-11　減価償却費の推移（令和 3～12 年度）

７）企業債元利償還金（支払利息・企業債償還金）

本市の企業債は、下水道事業債と平準化債から成り、将来分と過年度分を計上します。

将来分は、下水道事業債は「据置期間 5 年、償還期間 35 年、利率 2.0%」、平準化債は「据置期間 3 年、償還期間 17 年、利率 1.5%」で計算し、過年度分と合わせて計上します。

結果は、「３．財源試算」で後述します。

3.　財源試算

地方公営企業がその経営に必要とする経費を賄うための主な財源としては、使用料収入、他会計繰入金、企業債があり、その他の財源としては、国庫補助金、受益者負担金などが挙げられます。

使用料改定は行いませんが、使用料収入は、図 3-3 に示すように、普及拡大に伴い一般家庭系で１年当たり平均 0.6%程度の増加を見込んでいます。

その他の財源については、国庫補助金は国土交通省の基準、また、受益者負担金は市の実績に基づき試算しています。

（１）財政収支の見通し

試算した投資・財源額を基に、計画期間 10 年間の財政シミュレーションを行い、収益的収支と資本的収支について収支計画を策定しました。

１）収益的収支

収益的収支は、図 5-12 に示すとおりです。令和３年度から令和 12 年度まで黒字を維持したまま推移します。

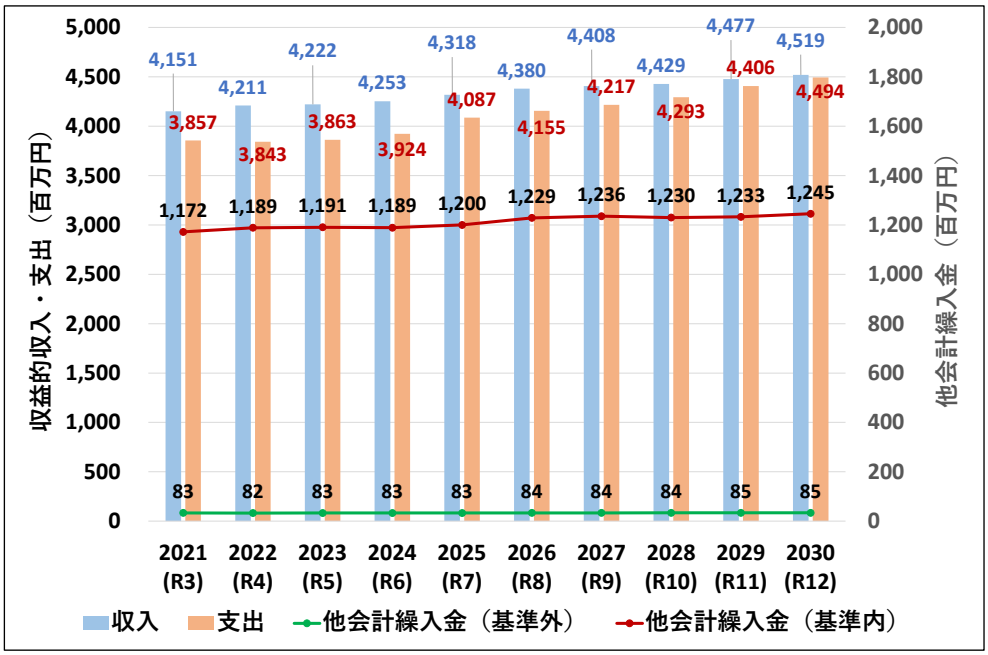

図 5-12　収益的収支（令和３～12 年度）

２）資本的収支

資本的収支は、図 5-13 に示すとおりです。各年度で収入額が支出額を下回りますが、資本的収支不足額については、消費税資本的収支調整額、損益勘定留保資金、建設改良積立金で補てんされます。

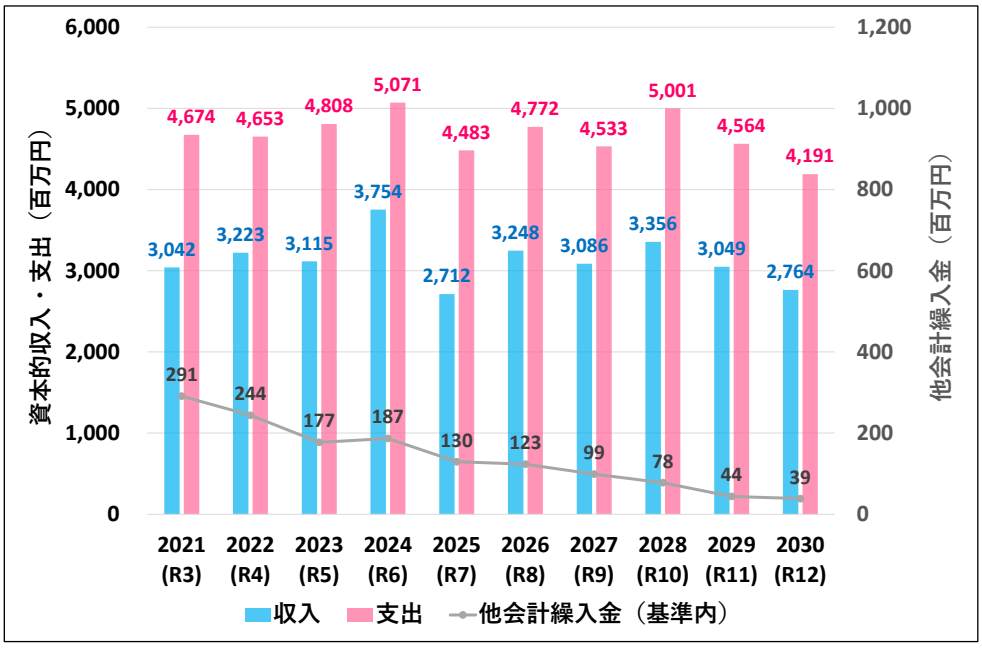

図 5-13　資本的収支（令和 3～12 年度）

３）資金残高の見通し

健全な下水道経営を実施していくには、起債償還費や未払金に備えるために、一定の現金を確保しておくことが必要です。令和 12 年度時点の資金残高は 33.9 億円が見込まれています。

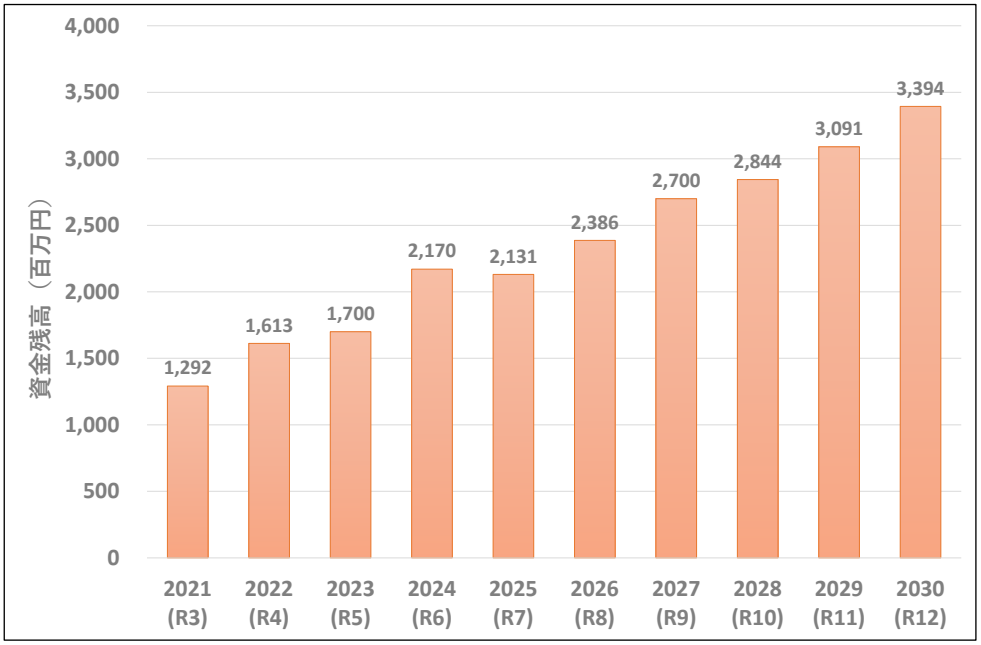

図 5-14　資金残高（令和 3～12 年度）

４）企業債などの見通し

企業債、企業債償還金、企業債残高の推移は、図 5-15 に示すとおりです。

企業債については、下水道施設は一度整備しますと長期にわたり使用することとなるため、世代間負担の公平を保ちつつ、将来世代への過度の負担とならないよう、効率的な下水道事業の実施に併せて適正化し、計画的に発行していきます。その結果、令和 3 年度から令和 12 年度の間で約 16～22 億円で推移していく計画となります。

企業債償還金は、令和 3 年度の約 27.5 億円から減少していく見通しであり、令和 12 年度には約 11.6 億円となります。

企業債残高は、令和 3 年度から令和 12 年度までは約 241～265 億円で推移しています。将来は普及拡大に伴い、増加していく見通しです。

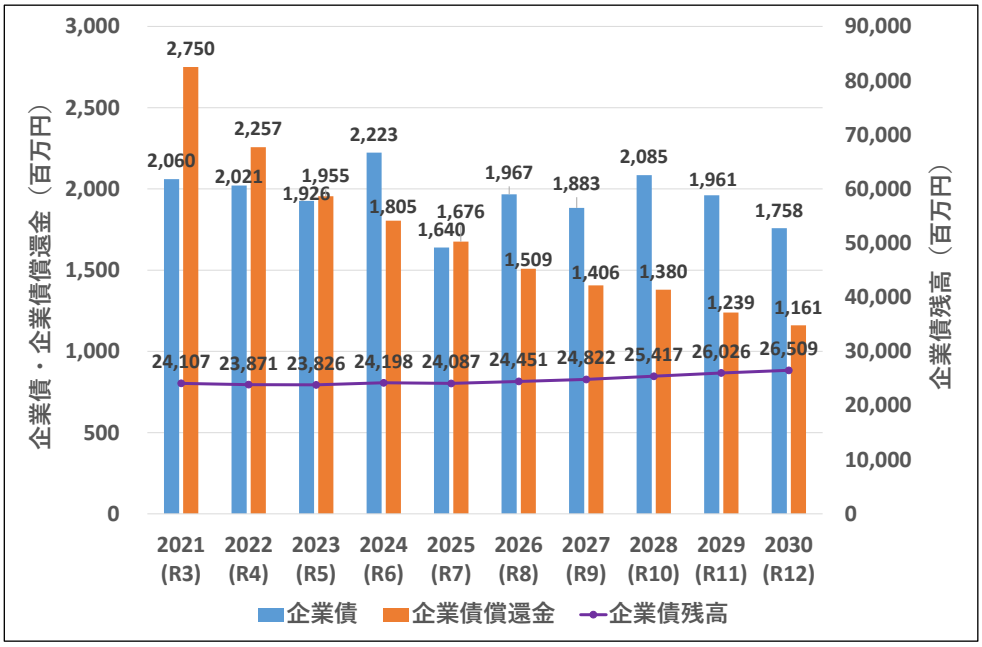

図 5-15　企業債・企業債償還金・企業債残高（令和 3～12 年度）

５）健全な下水道経営に向けて

今後は下水道処理人口普及率向上させるために高水準の投資額が見込まれるため、資金残高を一定水準に抑え、将来的には起債の発行を抑えて起債残高を減少させる等、将来を意識した財政運営を行い、健全な下水道経営を目指すものとします。

4.　投資・財政計画（収支計画）

（１）収益的収支

（単位：千円，%，税抜）

区分 ＼ 年度	前々年度 令和元年度（2019年）	前年度 令和2年度（2020年）	本年度 令和3年度（2021年）	令和4年度（2022年）	令和5年度（2023年）	令和6年度（2024年）	令和7年度（2025年）	令和8年度（2026年）	令和9年度（2027年）	令和10年度（2028年）	令和11年度（2029年）	令和12年度（2030年）
収益的収支　収益的収入　1．営業収益 (A)	令和2年度より適用区分を法適用とし、会計処理方式が官公庁会計から公営企業会計に移行となったことで計上費目が異なるため未記入	2,672,816	2,566,433	2,689,371	2,697,255	2,705,392	2,725,861	2,764,824	2,784,759	2,794,264	2,805,608	2,834,697
(1) 料金収入		1,567,103	1,464,338	1,538,600	1,545,500	1,553,500	1,562,500	1,572,900	1,584,500	1,597,400	1,607,800	1,619,400
(2) 受託工事収益 (B)												
(3) その他		1,105,713	1,102,095	1,150,771	1,151,755	1,151,892	1,163,361	1,191,924	1,200,259	1,196,864	1,197,808	1,215,297
2．営業外収益		1,688,326	1,584,318	1,521,252	1,524,521	1,547,788	1,591,856	1,615,469	1,622,747	1,634,244	1,671,226	1,684,467
(1) 補助金		284,912	152,931	119,954	121,321	119,670	119,844	120,116	119,181	117,212	119,683	114,798
他会計補助金		284,912	152,931	119,954	121,321	119,670	119,844	120,116	119,181	117,212	119,683	114,798
その他補助金												
(2) 長期前受金戻入		1,379,641	1,407,225	1,377,498	1,379,400	1,404,318	1,448,212	1,471,553	1,479,766	1,493,232	1,527,743	1,545,869
(3) その他		23,773	24,162	23,800	23,800	23,800	23,800	23,800	23,800	23,800	23,800	23,800
収入計 (C)		4,361,142	4,150,751	4,210,623	4,221,776	4,253,180	4,317,717	4,380,293	4,407,506	4,428,508	4,476,834	4,519,164
収益的支出　1．営業費用		3,346,802	3,412,464	3,408,786	3,437,002	3,504,470	3,660,957	3,727,385	3,770,468	3,823,654	3,917,343	3,979,910
(1) 職員給与費		43,996	44,851	44,000	44,000	44,000	44,000	44,000	44,000	44,000	44,000	44,000
基本給		42,791	43,715	42,800	42,800	42,800	42,800	42,800	42,800	42,800	42,800	42,800
退職給付費		1,205	1,136	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
その他												
(2) 経費		854,052	850,414	869,416	877,029	885,635	945,465	956,318	967,992	980,764	992,053	1,004,176
動力費		21,052	20,951	21,088	21,105	21,126	21,147	21,170	21,193	21,218	21,243	21,268
修繕費		36,364	36,364	36,400	36,400	36,400	36,400	36,400	36,400	36,400	36,400	36,400
材料費		464	346	500	500	500	500	500	500	500	500	500
その他		796,172	792,753	811,428	819,024	827,609	887,418	898,248	909,899	922,646	933,910	946,008
(3) 減価償却費		2,448,754	2,517,199	2,495,370	2,515,973	2,574,835	2,671,492	2,727,067	2,758,476	2,798,890	2,881,290	2,931,734
2．営業外費用		522,066	443,991	433,769	425,537	418,997	426,412	427,788	446,349	469,597	488,842	513,804
(1) 支払利息		448,553	382,223	348,814	328,383	325,852	328,994	335,554	351,333	371,848	396,270	417,681
(2) その他		73,513	61,768	84,955	97,154	93,145	97,418	92,235	95,016	97,750	92,573	96,123
支出計 (D)		3,868,868	3,856,455	3,842,555	3,862,539	3,923,467	4,087,369	4,155,173	4,216,817	4,293,251	4,406,185	4,493,714
経常損益 (C)-(D) (E)		492,274	294,296	368,068	359,237	329,713	230,348	225,120	190,689	135,257	70,649	25,450
特別利益 (F)												
特別損失 (G)		54,202	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300
特別損益 (F)-(G) (H)		△ 54,202	△ 300	△ 300	△ 300	△ 300	△ 300	△ 300	△ 300	△ 300	△ 300	△ 300
当年度純利益（又は純損失） (E)+(H)		438,072	293,996	367,768	358,937	329,413	230,048	224,820	190,389	134,957	70,349	25,150
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)		438,072	732,068	1,099,837	1,458,774	1,788,187	2,018,234	2,243,054	2,433,443	2,568,400	2,638,749	2,663,898
流動資産 (J)		782,098	638,414	839,054	776,586	1,097,805	927,068	1,040,804	1,213,057	1,214,313	1,318,092	1,477,691
うち未収金		261,184	244,057	256,434	257,584	258,917	260,417	262,150	264,084	266,234	267,967	269,900
流動負債 (K)		3,134,955	3,131,923	2,639,784	2,338,337	2,188,804	2,070,338	1,903,824	1,802,785	1,778,211	1,638,560	1,561,181
うち建設改良費分		2,758,047	2,750,143	2,257,327	1,955,177	1,804,838	1,676,196	1,508,524	1,406,198	1,380,190	1,239,386	1,160,711
うち一時借入金												
うち未払金		376,908	381,780	382,457	383,160	383,966	394,142	395,300	396,587	398,021	399,174	400,470
累積欠損金比率（(I)/((A)-(B))×100）												
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額 (L)												
営業収益－受託工事収益 (A)-(B) (M)		2,672,816	2,566,433	2,689,371	2,697,255	2,705,392	2,725,861	2,764,824	2,784,759	2,794,264	2,805,608	2,834,697
地方財政法による資金不足の比率 ((L)/(M)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (N)												
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)												
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)												
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((N)/(P)×100)												

※令和2･3年度は予算額

（２）資本的収支

（単位：千円，税込）

区分 ＼ 年度		前々年度 令和元年度（2019年）	前年度 令和2年度（2020年）	本年度 令和3年度（2021年）	令和4年度（2022年）	令和5年度（2023年）	令和6年度（2024年）	令和7年度（2025年）	令和8年度（2026年）	令和9年度（2027年）	令和10年度（2028年）	令和11年度（2029年）	令和12年度（2030年）
資本的収支 資本的収入	1．企業債	令和２年度より適用区分を法適用とし、会計処理方式が官公庁会計から公営企業会計に移行となったことで計上費目が異なるため未記入	2,029,660	2,060,064	2,021,300	1,926,400	2,223,400	1,639,500	1,966,700	1,883,200	2,085,300	1,961,300	1,758,100
	うち資本費平準化債		817,600	740,800	487,600	239,300	123,400	10,000					
	2．他会計出資金		285,916	257,689	190,752	122,201	99,299	87,014	67,481	47,757	29,782	21,360	17,806
	3．他会計補助金		44,510	33,285	53,234	55,134	87,434	42,436	55,836	51,208	47,936	22,392	20,692
	4．他会計負担金												
	5．他会計借入金												
	6．国（都道府県）補助金		383,000	648,600	913,700	967,500	1,299,500	885,400	1,100,400	1,046,300	1,135,300	977,400	901,100
	7．固定資産売却代金												
	8．工事負担金		94,101	42,293	44,000	44,100	44,100	57,500	57,500	57,600	57,600	66,500	66,600
	9．その他												
	計 (A)		2,837,187	3,041,931	3,222,986	3,115,335	3,753,733	2,711,850	3,247,917	3,086,065	3,355,918	3,048,952	2,764,298
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)												
	純計 (A)-(B) (C)		2,837,187	3,041,931	3,222,986	3,115,335	3,753,733	2,711,850	3,247,917	3,086,065	3,355,918	3,048,952	2,764,298
資本的支出	1．建設改良費		1,596,189	1,923,641	2,395,600	2,652,500	3,066,600	2,606,800	3,063,400	2,927,200	3,621,000	3,324,200	3,030,000
	うち職員給与費		100,116	108,860	115,500	115,500	115,500	115,500	130,900	130,900	130,900	130,900	130,900
	2．企業債償還金		2,758,047	2,750,143	2,257,327	1,955,177	1,804,838	1,676,196	1,508,524	1,406,198	1,380,190	1,239,386	1,160,711
	3．他会計長期借入返還金												
	4．他会計への支出金					200,000	200,000	200,000	200,000	200,000			
	5．その他												
	計 (D)		4,354,236	4,673,784	4,652,927	4,807,677	5,071,438	4,482,996	4,771,924	4,533,398	5,001,190	4,563,586	4,190,711
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)			1,517,049	1,631,853	1,429,941	1,692,342	1,317,705	1,771,146	1,524,007	1,447,333	1,645,272	1,514,634	1,426,413
補塡財源	1．損益勘定留保資金		1,034,692	1,088,952	1,167,778	1,136,573	1,170,517	1,223,280	1,255,514	1,278,710	1,305,658	1,321,270	1,252,712
	2．利益剰余金処分額			456,140	146,784	422,108	9,000	410,960	112,242	19,424	135,135		
	3．繰越工事資金												
	4．その他		482,357	86,761	115,379	133,661	138,188	136,906	156,251	149,199	204,479	193,364	173,701
	計 (F)		1,517,049	1,631,853	1,429,941	1,692,342	1,317,705	1,771,146	1,524,007	1,447,333	1,645,272	1,514,634	1,426,413
補塡財源不足額 (E)-(F)													
他会計借入金残高 (G)			1,000,000	1,000,000	1,000,000	800,000	600,000	400,000	200,000				
企業債残高 (H)			25,024,467	24,106,968	23,870,941	23,826,289	24,198,246	24,086,993	24,450,546	24,822,048	25,416,587	26,026,005	26,509,203

○他会計繰入金

（単位：千円）

区分 ＼ 年度		前年度（決算見込）	本年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収益的収支分		1,390,625	1,255,026	1,270,725	1,273,076	1,271,562	1,283,205	1,312,040	1,319,440	1,314,076	1,317,491	1,330,095
	うち基準内繰入金	1,309,098	1,171,735	1,188,565	1,190,594	1,188,755	1,200,070	1,228,574	1,235,639	1,229,937	1,233,011	1,245,270
	うち基準外繰入金	81,527	83,291	82,160	82,482	82,807	83,135	83,466	83,801	84,139	84,480	84,825
資本的収支分		330,426	290,974	243,986	177,335	186,733	129,450	123,317	98,965	77,718	43,752	38,498
	うち基準内繰入金	330,426	290,974	243,986	177,335	186,733	129,450	123,317	98,965	77,718	43,752	38,498
	うち基準外繰入金											
合計		1,721,051	1,546,000	1,514,711	1,450,411	1,458,295	1,412,655	1,435,357	1,418,405	1,391,794	1,361,243	1,368,593

※令和2･3年度は予算額

5.　今後の取組み

（１）投資についての今後の取組み

【投資の見通し】

年間下水道処理人口普及率 1.0～1.5%で段階的に事業量を拡大し、整備を進めてまいります。

建設当初から 30 年程しか経過しておらず、管路の大規模な更新時期は到来していないため、現在のところ、管路の改築予定はありません。

【広域化・共同化・最適化】

広域化については、本市は単独処理場をもたない流域関連公共下水道であり、関連市町が計画区域や事業費等を個別に設定し、地形や財政状況に応じて個別に事業が進捗しているため、近隣市町と広域化・共同化できる対象施設やメリットがないことから、今回の計画期間内では導入予定はありません。

共同化、最適化については、事業の実態を踏まえた結果、現時点では導入予定はありません。

【民間活力の活用】

PPP/PFI などの民間活力の活用については、検討した結果、現時点では導入予定はありませんが、現状の民間活力の活用を拡充・拡大してまいります。

（２）投資以外の経費についての今後の取組み

【民間活力の活用】

事業の実態を踏まえた結果、今回の計画期間内では導入予定はありません。

【職員給与費】

事業体系に合わせた体制の強化を考慮した適正な人員配置から人員数を積算し、定期昇給などの増減要因を見込んでいます。

【動力費】

経済情勢や過去実績から見込んでいます。

【修繕費】

施設の老朽度を考慮した修繕年次計画に基づく費用を見込み、可能な限り費用の平準化を図ります。

【委託費】

施設の点検などに係る委託費については、平準化を図ります。

（３）財源についての今後の取組み

【使用料の見直し】

平成 16 年度以降は、経費回収率は 100%を超えており、現在の状況で推移すれば、計画期間内（令和 3 年度～令和 12 年度）は汚水処理費を使用料収入で賄えている状況であるため、使用料の見直しは行いません。

【水洗化率の向上】

全国平均（95.2%）を目指して、未接続世帯への個別訪問による水洗化勧奨を行い、水洗化率の向上を図ります。

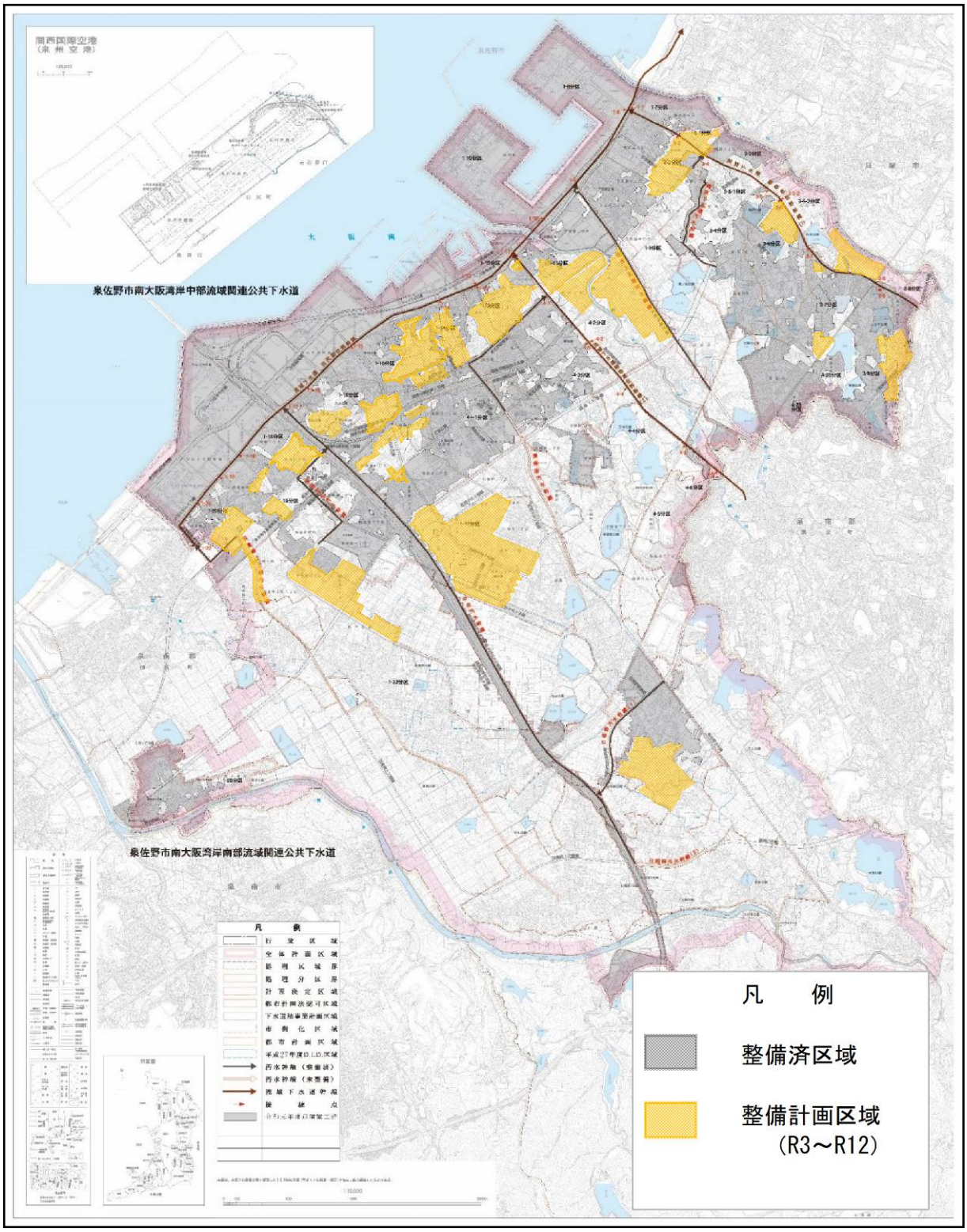

図 5-16　汚水整備計画図（令和２年９月現在）

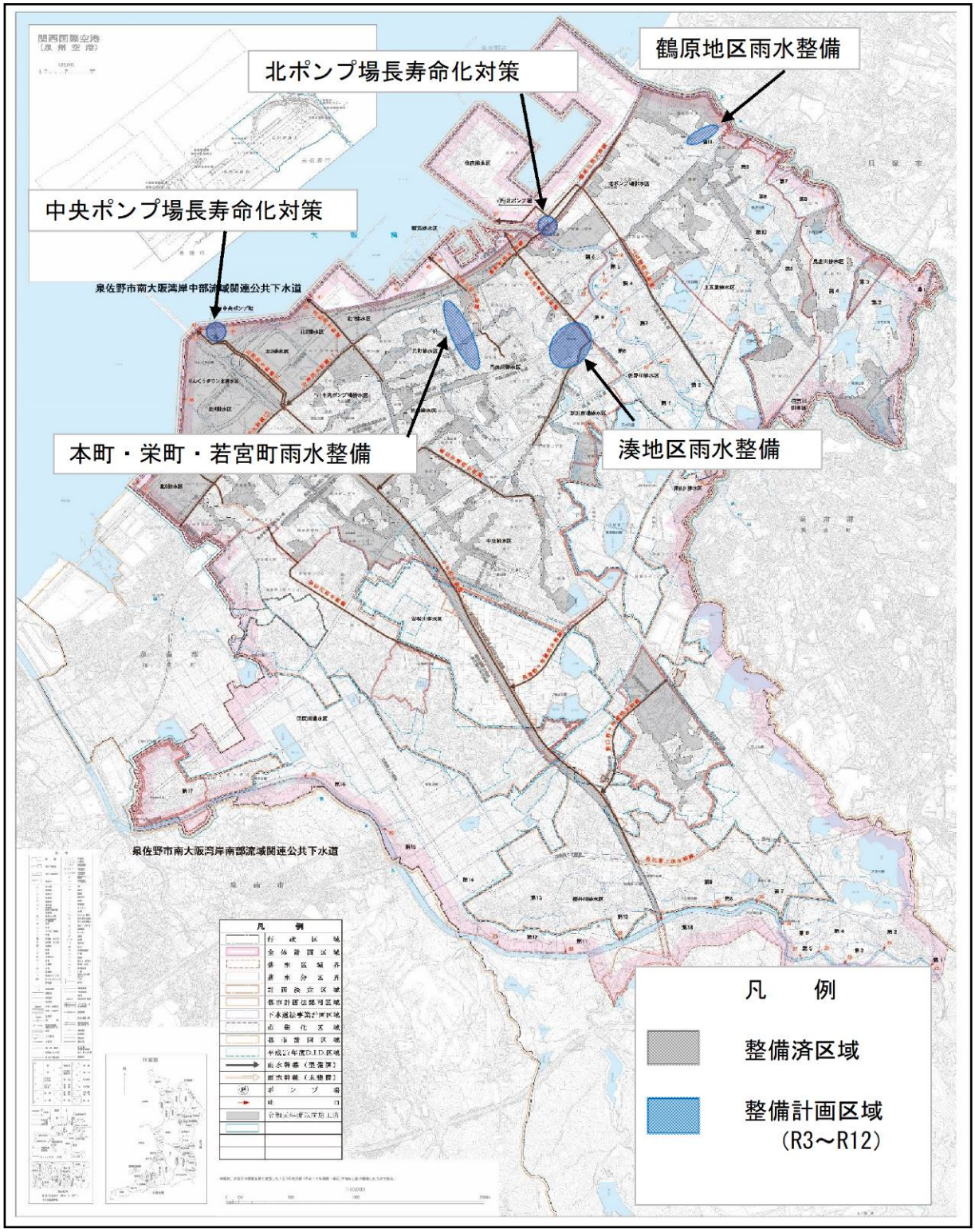

図 5-17　雨水整備計画図（令和２年９月現在）

第6章　経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の検証及び PDCA サイクルの確立

基本的には、毎年の予算措置、決算処理完了後に収支計画の数値を置き換え、計画の進捗管理を行います。また、社会情勢の変化や関連制度の変更等があれば、その要因を収支計画に反映させたシミュレーションを行い、計画にどのような影響が出るかを検証します。

図 6-1 に示すように、今回策定した経営戦略（Plan）に基づき、下水道事業の実施及び事業運営を行っていく中で（Do）、収支計画表と実績との比較検証を実施しつつ（Check）、その結果を次の経営戦略見直し（計画策定から 5 年後）に反映していく（Action）という PDCA サイクルを構築していきます。

併せて、各種関連計画の見直しも実施しつつ、経営の健全化に向けた取り組みを進めていきます。

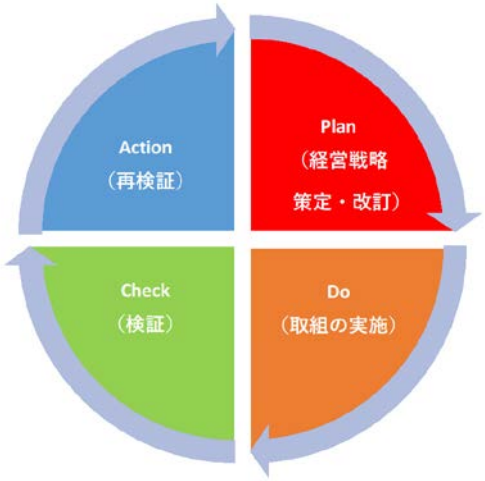

図 6-1　下水道事業経営戦略の PDCA サイクル

第7章　【参考】公営企業会計について

公営企業会計適用（法適化）による財務諸表の精緻化①

資料3

○法適化により予算・決算は収益的収支（損益取引）と資本的収支（資本取引）に区分される。

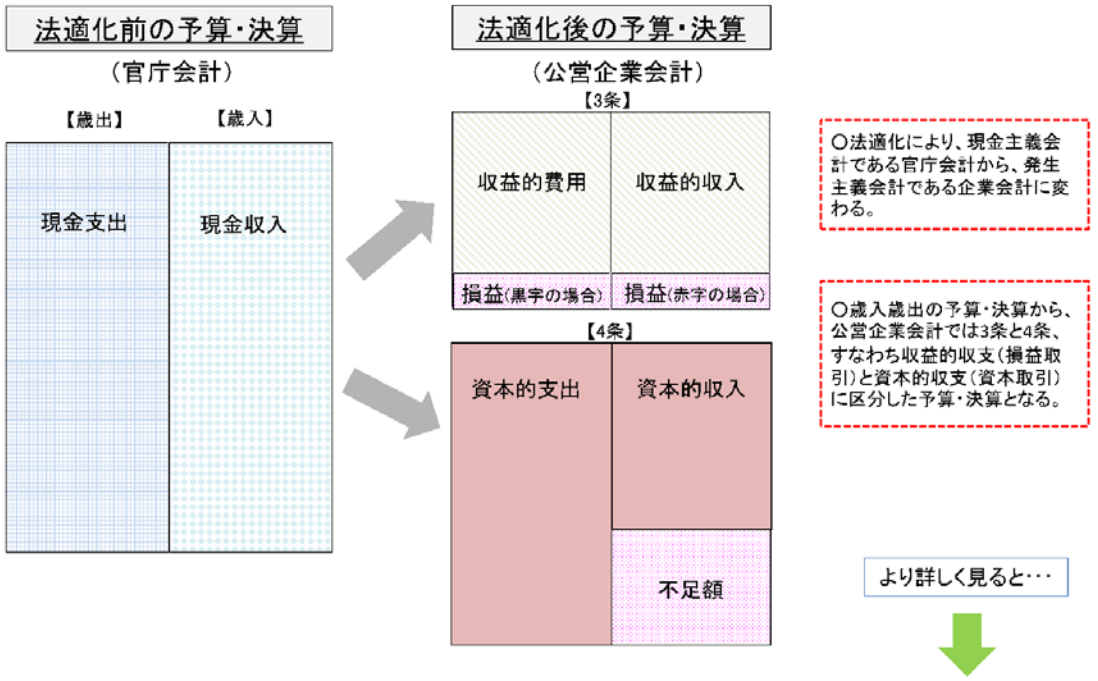

公営企業会計適用（法適化）による財務諸表の精緻化②

○法適化により非現金支出項目が識別され、適切な損益計算が可能となる。

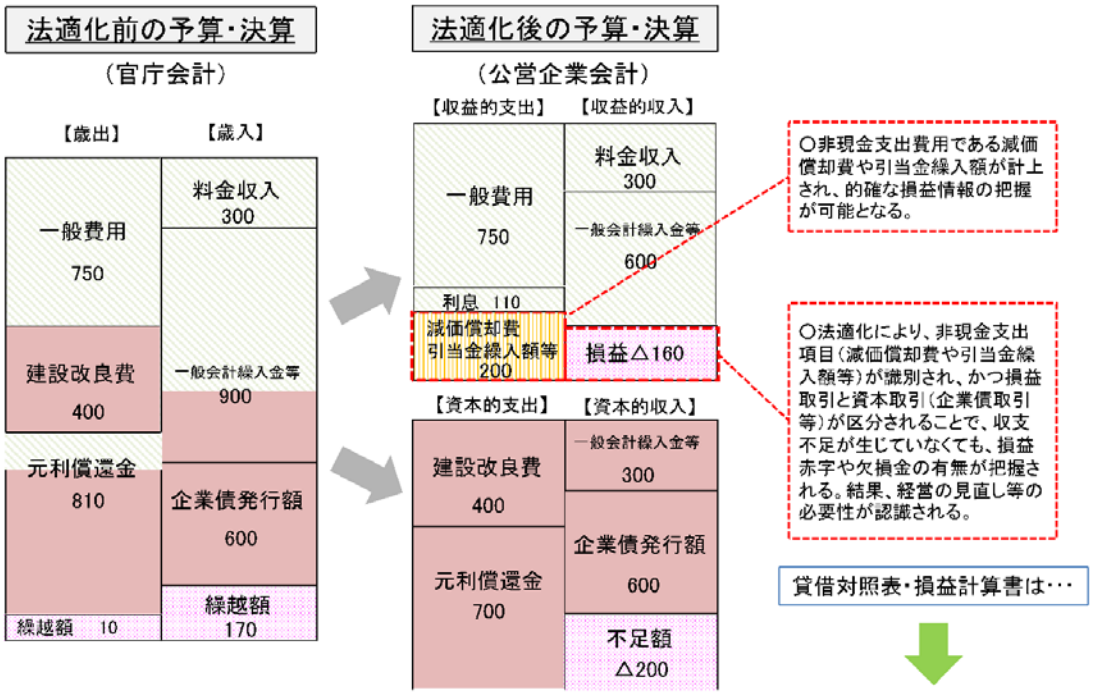

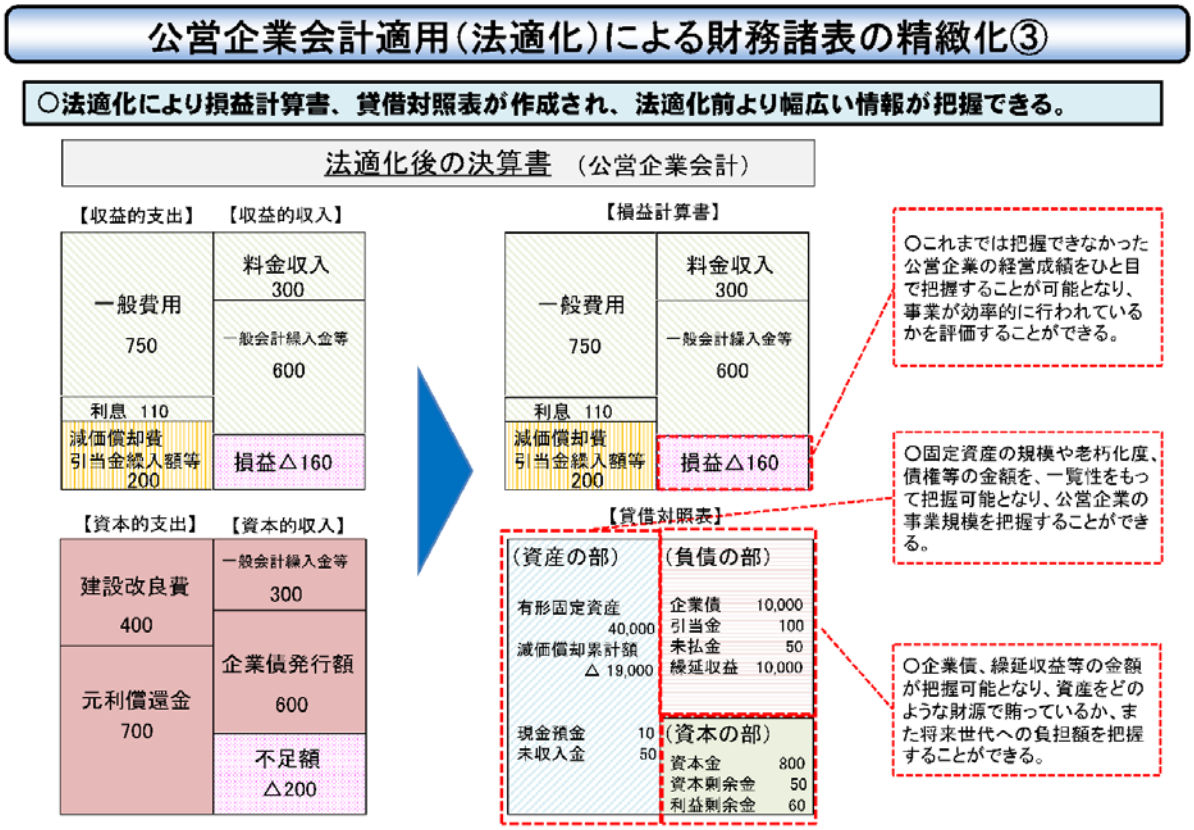
公営企業会計適用（法適化）による財務諸表の精緻化③
○法適化により損益計算書、貸借対照表が作成され、法適化前より幅広い情報が把握できる。
法適化後の決算書　（公営企業会計）
【収益的支出】
【収益的収入】
一般費用
750
料金収入
300
一般会計繰入金等
600
利息　110
減価償却費
引当金繰入額等
200
損益△160
【資本的支出】
【資本的収入】
建設改良費
400
一般会計繰入金等
300
元利償還金
700
企業債発行額
600
不足額
△200
【損益計算書】
一般費用
750
料金収入
300
一般会計繰入金等
600
利息　110
減価償却費
引当金繰入額等
200
損益△160
【貸借対照表】
（資産の部）
有形固定資産
40,000
減価償却累計額
△ 19,000
現金預金　10
未収入金　50
（負債の部）
企業債　10,000
引当金　100
未払金　50
繰延収益　10,000
（資本の部）
資本金　800
資本剰余金　50
利益剰余金　60
○これまでは把握できなかった公営企業の経営成績をひと目で把握することが可能となり、事業が効率的に行われているかを評価することができる。
○固定資産の規模や老朽化度、債権等の金額を、一覧性をもって把握可能となり、公営企業の事業規模を把握することができる。
○企業債、繰延収益等の金額が把握可能となり、資産をどのような財源で賄っているか、また将来世代への負担額を把握することができる。

出典：総務省資料

第8章　【参考】用語集

用語	説明
あ行	
維持管理費	日常の下水道施設の維持管理に要する経費で、処理場、ポンプ場等の電気代等の動力費、処理場の薬品費、補修費、委託費等とそれに係る人件費等によって構成。
一般会計繰入金	地方公営企業がその経費の一部に充てるため、一般会計から繰入する資金。総務省が示す繰入基準に沿った基準内繰入金と、事業運営上の必要性等から独自に繰入する基準外繰入金がある。
汚水資本費	管路施設を含む汚水処理施設の建設費のうち、使用料として回収すべき費用。
汚水処理原価	汚水処理に要した経費を有収水量で除したもの。有収水量１m^3当たり、どれくらいの経費が汚水処理費用に要するかを見る指標で、低い方がよい。
か行	
企業債	地方公営企業が行う建設改良事業等に要する資金に充てるために起こす地方債のこと。
企業債残高対事業規模比率	事業規模に比して企業債残高（一般会計負担分を除く）がどれくらいあるのかを見る比率。
繰入基準	総務省から公営企業に対する一般会計からの繰出基準（一般会計が負担すべき経費）が示されている。 ・繰出基準に合致する経費は基準内繰入と呼ぶ。 ・繰出基準に合致しない経費は基準外繰入と呼ぶ。
繰入金（繰出金）	一般会計から下水道事業会計に繰り出されるお金（市民の税金）のこと。基準内繰入金と基準外繰入金がある。一般会計側から見たときは「繰出金」と呼ぶ。
経営比較分析表	地方公営企業の経営の状況や施設の状況等の各種指標を経年的にグラフ形式で示したもの。経年比較や他団体との比較分析によって、経営の現状や課題を把握することができる。
経費回収率	汚水処理に要した費用に対する、使用料による回収程度を示す指標。汚水処理に係る全ての費用を使用料により賄うことが原則。
減価償却費	土地を除く建物、備品、車両運搬具等の有形固定資産の価値は、時の経過に伴い減少するため、会計上の１期間において、費用として計上される当該有形資産の減少分の金額。
建設改良費	固定資産の新規取得またはその価値の増加のために要する経費。
公共下水道	主として市街地における下水を排除または処理するために市町村が管理する下水道。広義では特定環境保全公共下水道及び特定公共下水道も含み、狭義ではこれらは含まない。
広域化・共同化	効率的な事業運営を目的に、複数の汚水処理施設の統合や、運営・管理を一括で行うことを指す。

さ行	
施設利用率	施設の一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標。一般的には高い数値であることが望ましい。 （算式）晴天時一日平均処理水量÷晴天時現在処理能力×100
指定管理者制度	地方公共団体が所管する公の施設について、管理、運営を民間事業会社やその他の団体に委託することができる制度。施設の管理、運営に民間のノウハウを導入することで、効率化を目指す。
資本費	借り入れた企業債の元利償還金と取扱諸費の合計に相当するもの。企業会計方式を採っている場合、資本費は減価償却費、企業債等支払利息及び企業債取扱諸費が相当する。
資本的収支	企業の将来の経営活動に備えて行う建設改良及び建設改良に係る企業債償還金等の支出と、その財源となる収入。
収益的収支	一事業年度の企業の経営活動に伴い発生する全ての収益とそれに対応する全ての費用。
収益的収支比率	総収益/（総費用+地方債償還金）×100 で計算され、使用料収入や一般会計からの繰入金等の総収益で、総費用に地方債償還金を加えた費用をどの程度賄えているかを表す指標。
使用料	下水道を使用する際の利用料金。本市条例による公共下水道使用料。
使用料単価	使用料の対象水量 1 m^3 当たりの使用料収入で、使用料の水準を示す。 （算式）使用料÷年間総有収水量　円/m^3
水洗化率	下水道の処理区域内人口のうち、実際に下水道に接続している人口の割合。
た行	
他会計繰入金	一般会計繰入金のことを指す。
地方公営企業	地方公共団体が住民の福祉の増進を目的として経営する企業。企業として合理的、能率的な経営が求められ、租税ではなく提供するサービス等の対価である使用料収入によって運営される。 法令により地方公営企業として運営することが義務づけられている上水道、鉄道、電気、ガス等の事業のほか、その他の事業でも条例により任意で地方公営企業として運営することもできる。 一般会計が現金主義・単式簿記方式を採っているのに対して、地方公営企業は複式簿記方式により経理が行われる。
長期前受金 （戻入）	償却資産の取得または改良に伴い交付される補助金等について「長期前受金」として負債に計上し、耐用年数に応じて毎事業年度「長期前受金戻入」として収益化する。
は行	
PFI	PFI は、民間のノウハウを活用し、公共施設等の整備、運営等を行う手法であり、民間の資金、経営能力及び技術能力を活用して公共施設等の建設、維持管理、運営等を行う公共事業を実施するための手法。

PPP	公民が連携して公共サービスの提供を行うスキームを PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ：公民連携）と呼ぶ。PFI は、PPP の代表的な手法の一つ。
包括的民間委託	従来の仕様発注に基づく業務委託と違い、民間業者に対して施設管理に放流水質等の一定の性能の確保を条件として課す性能発注方式。運転管理方法等の詳細や電力、水道及び薬品等の調達や補修の実施等、民間業者の業務範囲を増やすことにより、民間活力を導入し維持管理コストの縮減を図る手段の一つ。
や行	
有収水量	使用料徴収の対象となる水量。
ら行	
流域関連公共下水道	流域下水道に接続して下水を流す公共下水道。
流域下水道	二つ以上の市町村にまたがって下水道を整備する際に、都道府県が管渠の一部及び処理施設の設置管理するものをいう。
ライフサイクルコスト	施設・設備における新規整備、維持、修繕、改築等を含めた生涯費用の総計をいう。